

# ネパール 平和構築プロジェクト形成調査 報告書

平成 19 年 4 月  
(2007 年)

独立行政法人国際協力機構  
アジア第二部

地 二

CR (5)

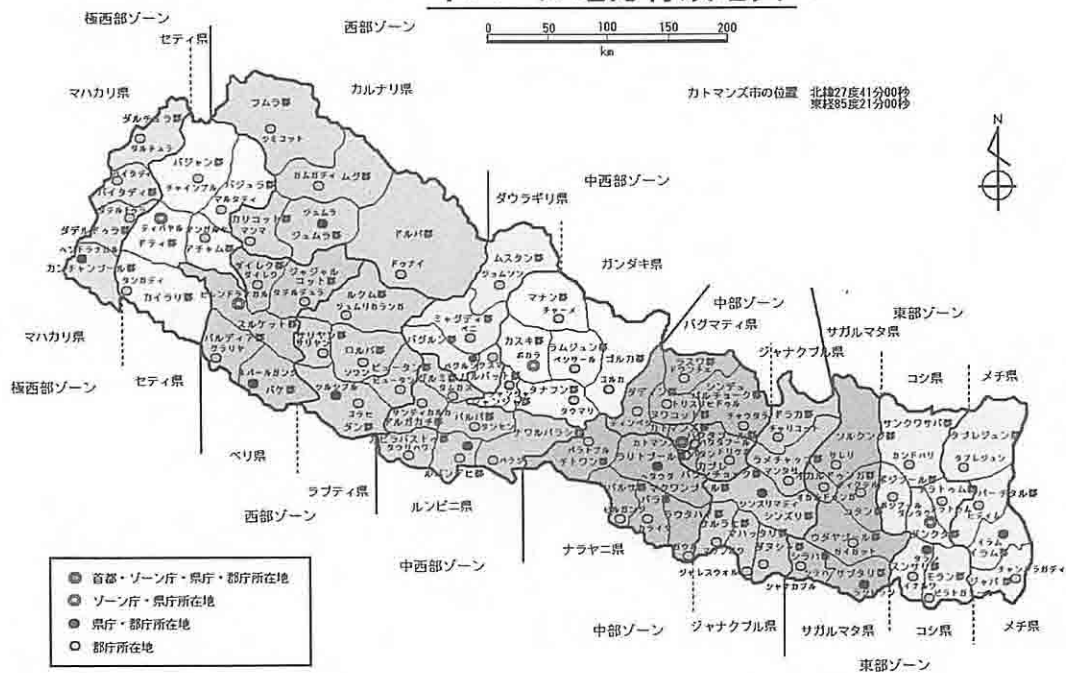
07-01

# 調査対象位置図

# ネパール位置図



# ネパール地方行政地図



1月22日財務省協議



1月24日プレスカンファレンス



# 目 次

調査対象位置図

写 真

第1章 調査の概要 .....	1
1-1 調査団派遣の経緯 .....	1
1-2 主たる目的 .....	1
1-3 調査日程 .....	2
1-4 団員構成 .....	2
第2章 調査結果 .....	3
2-1 はじめに .....	3
2-2 ネパール和平プロセス進捗の確認 .....	3
2-3 対ネパール平和構築支援（骨子）に基づく協力計画作成 .....	5
2-3-1 制憲議会選挙支援の具体化 .....	5
2-3-2 制憲議会選挙以外の分野における支援可能性調査 .....	9
2-4 JICA 国別事業実施計画改編・プログラム強化 .....	17
2-5 JICA 事業実施上の安全管理調査 .....	17
2-6 現地への依頼事項 .....	18
付属資料	
1. 調査日程 .....	21
2. 団員構成 .....	23
3. 主要面談者リスト .....	24
4. ネパール平和構築プロジェクト形成調査団対処方針 .....	26
5. ネパール治安状況に関する調査報告 .....	37
6. 個別協議結果 .....	41
7. 新聞記事 .....	61

# 第1章 調査の概要

## 1-1 調査団派遣の経緯

2006年11月21日、ネパール政府とマオイスト（反政府勢力）の間で包括的和平合意が成立し、マオイストによるいわゆる「人民戦争」として始まった過去11年におよぶ紛争に、正式に終止符が打たれた。政府はその後、暫定憲法発布とこれに基づく暫定政権の樹立をめざしており、2007年6月中旬には、制憲議会選挙を計画している。

国際社会はネパールにおける和平の動きを歓迎しており、武器管理や選挙支援に対して国連が支援を行うことが、12月1日の安全保障理事会で確認された。また日本政府は、11月21日の和平合意成立を受けて、翌22日、合意成立を歓迎し、自由・公正な選挙実施を期待すると同時に、ネパールの民主化促進と平和構築のための支援を継続して行っていく旨、外務報道官談話として発表した。また、日本政府としては、以下の枠組みにおける支援を検討している。

- (1) PKO協力法による軍事監視要員派遣（自衛官）
- (2) 現地オペレーションの中核を担う国連事務総長特別代表ミッションへの資金支援
- (3) JICAを含むODAのバイ枠組みにおける平和構築支援案件の実施

これを踏まえ、現地ODAタスクフォース（在ネパール日本国大使館及びJICAネパール事務所、以下、ODATFと記す）、外務本省、JICA本部間で情報・意見交換を重ね、支援方針を現地ODATF発「ネパール平和構築支援案（骨子）」として取りまとめた。11月28日には3者によるテレビ会議を実施し、本骨子に基づく案件の具体化につき議論がなされた。その際、平和構築に特化した短期的な支援としては、当面制憲議会選挙支援を重点とすることが確認されている。また、継続して国内避難民（IDP）支援、法整備、治安の確立、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）の各分野における支援を検討するとともに、ネパール紛争の構造的要因である経済格差や貧困削減を支援するため、中長期的には地方開発、復興支援に資する協力を実施していくことが方向性として示された。

包括的和平合意署名に先立ち開催されたドナー会議（11月14日）において、ネパール財務省は、緊急課題として、①兵士宿营地建設・運営、②IDP支援、③治安維持に必要な行政、警察の整備、④制憲議会選挙支援をあげ、これら課題に対する支援を要請した。日本は、制憲議会選挙に貢献することは我が国国是にも合致し将来とも我が国のネパールにおけるかかわりに資すると考えられるため、大使が直接選挙管理委員長を訪問したのに加え、17日に開かれた選挙管理委員会主催のドナー会議においても選挙支援に関心をもつ旨表明し、ネパールのODATFにおいて選挙支援分野の具体化を進めている。

かかる状況を踏まえ、本調査団は2007年6月に予定される制憲議会選挙に向けた我が国支援に係る協議を先方政府及び関連主要ドナーと行うとともに、IDP支援、法整備、治安の確立、DDRの各分野における支援可能性を調査し、プロジェクト形成を行った。

## 1-2 主たる目的

- (1) ネパール和平プロセス進捗の確認
- (2) 対ネパール平和構築支援（骨子）に基づく協力計画作成
  - ① 制憲議会選挙支援の具体化

- ② 制憲議会選挙以外の分野における支援可能性調査
- (3) (2) を踏まえた各ドナー、ネパール政府との協議・調整
- (4) JICA 事業要員派遣に係る安全対策方針確認
- (5) JICA 国別事業実施計画改編・プログラム強化、ODATF 協議

### 1-3 調査日程

付属資料 1. のとおり。

### 1-4 団員構成

付属資料 2. のとおり。

## 第2章 調査結果

### 2-1 はじめに

日本政府は、ネパールが2006年4月に民主化復帰を果たした際、外報官談話を発出し、これを「ネパール国民の勝利」であると歓迎した。また、ネパールの民主化・和平プロセスへの支持を伝えるため、同年7月、当時の塩崎外務副大臣をネパールに派遣し、ラジオ放送局整備に関する無償協力及び選挙監視団派遣の用意につき伝達した。

ネパールにおいては、その後、包括的和平合意の成立（2006年11月21日）、暫定憲法及び暫定議会の成立（2007年1月15日）、国連ネパール政治ミッション設立に関する安保理決議の採択（同年1月23日）など急速なスピードで政治プロセスが進展している。また、1月15日からは国連武器監視要員先遣隊とゴルカ兵との合同で武器管理プロセスが始まっており、さらに1月23日からは有権者登録作業が開始されている。

今次調査団の派遣は、1月15日の暫定憲法承認と暫定議会発足の直後という、極めて時機を得たタイミングの派遣となった。外務省渥美南部アジア部長を団長とし、このような時期に政治及びJICAミッションを同時に派遣し、和平プロセスへの支持を改めて伝え、プロセスの進展に応じた支援を迅速に行っていくことは、ネパール政府への後押しとなるだけでなく、それぞれ異なる意図・思惑を抱いて和平プロセスに臨んでいる各ステークホルダーに対しても強いメッセージを伝える意味で成果があった。

ネパール和平プロセスに対する支援の具体化に関しては、特に制憲議会選挙支援について、複数の具体的支援策を固め、記者会見で発表するとともに、人員派遣による支援を実質的に開始することができた。その他の分野に関しても、Peace Trust Fundへの拠出、国際機関を通じた支援、紛争により影響を受けた人々への支援、紛争予防のための地方格差是正支援等について、ネパール政府関係者、国連関係者等からの情報収集を通じ、今後の支援に向けた具体的検討を行うことができた。1月23日の国連ミッション（UNMIN）発足により、国連による本格的なネパール支援の環境が整い、また、4月上旬に開催予定のネパール開発フォーラムに向けネパール政府において暫定3か年計画の作成が進んでいる。

今次調査団の調査結果に基づき、今後選挙支援等の短期的な支援策に加え、中長期的な支援策の具体化を進めていくこととしたい。

### 2-2 ネパール和平プロセス進捗の確認

政治プロセスは、タライ地方の治安問題など一部の懸念材料を残しているものの、ほぼ順調に進展しているものと評価できる。今後、暫定政権が発足すれば（2月中と思われる）、内政面では選挙に向けた体制はより強固なものとなるだろう。他方、厳しいタイムスケジュールとなっている選挙準備のような技術的側面、また、186名の国際軍事監視団の応募状況と派遣時期など国際的側面も重要であり、これらに遅延が生じた場合に和平プロセスそのものが崩壊する危険性は少ないものの、内政への影響（政党とマオイストが相互に責任を押し付け合う状況、マオイストの言動の変化等）は注視していく必要がある。以下では、我が国の支援実施に影響を及ぼし得るポイントを中心に、政治プロセスの進捗状況を概観する。



### (1) 武器管理問題

渥美部長より、コイララ首相はじめ閣僚及び政治指導者に対して「暫定政権が成立する前に効果的な（effective）武器管理がなされることが重要である」との立場を強調した。米国やインドも言い方こそ異なれ、我が国とはほぼ同じ立場であると考えられる。これに対して、コイララ首相は「武器管理が完了しない限り、マオイストを政権のなかに入れることはない」と述べた。また、デウバ党首（NC-D）は「武器管理が完全に行われない限り、暫定政府にマオイストを参加させるべきではない」との考えを明らかにし、ネパール書記長（共産党 UML）も「マオイスト兵及び武器の管理は十分かつ完全（fully and completely）に実施される必要」があると述べている。

しかし、マオイストの武器が効果的に収容されたといえるための判断基準は難しい。現地では、マオイストが所持している武器の数は4,000前後との意見が多く（軍や治安部隊からの強奪、密輸等）、これを大幅に下回る数の武器しか収容されなければ「効果的」とはいえない。他方で、マオイストは武器管理に差し出すことに備えてインドから性能の悪い武器を輸入しているとの情報もあり、それが事実であるならば、4,000前後が収容されたところで、それが効果的か否かはにわかに判断できない。したがって、国際社会としては、今般渥美部長が伝達したメッセージを一致して発出し続け、マオイストに対して国際社会の注目と圧力を示していくほかない。

### (2) マデシ住民問題

和平プロセスが進展している一方で、治安上の懸念として浮上したのが「人民タライ解放戦線（JTMM）」や「マデシ人権フォーラム（MPRF）」といった勢力の活動である。マデシ住民とは、インド国境に隣接するタライ地域の被差別民族であり、彼らは、暫定憲法がマデシの権利を保証していないとしてその修正を求め、また、連邦制、制憲議会選挙における比例代表制を求めて政治的要求をエスカレートさせている。

本件ミッションが訪問中も、タライの一部地域ではマデシとマオイスト、マデシと警官隊の衝突により死者が発生、外出禁止令が発出されていた。マデシ住民は、これまで政治的要求を掲げて大規模な活動を展開したことはなかったが、ネパールの政治情勢が安定に向けて動き出したのを好機到来と見て活動を開始したとされる。

コイララ首相は、マデシに対して対話を通じた解決を呼びかけているが、マオイストは連邦制や比例代表制などマデシの要求を満たすことを求めつつ、対話の必要はないとするなど8政党側の方針も統一していない。また、ネパール書記長（共産党 UML）は、こうした動きの背後に、国王派が混乱を起こそうとする意図があるとも発言しているが、その真偽は不明である。

いずれにしても、既に有権者登録作業は始まっており、また、マオイストの武器収容が進んでいるなか、タライ地方において混乱が続けば、同地域における選挙支援体制に遅延が生じることが懸念され、ひいては選挙に向けたプロセス全体への影響が心配される。

### (3) マオイストとの接触

現地報道機関は、我々ミッションがマオイスト幹部と接触するかに高い関心を示した。我が方としては、訪問の目的にかんがみてマオイストとの接触は予定していないと応じたが、

他方で、和平プロセスにおけるマオイストの役割の重要性を考慮し、大使館を通じて必要に応じて（as necessary）接触することとなろう述べ、近い将来の接触をにじませた。

マオイストは和平プロセスの一方の当事者であり、我が国が必要な支援を展開していくためにも彼らの協力は不可欠である。したがって、今後、いずれかの段階でマオイストに対し、和平プロセスへのコミットと援助関係者の安全確保につき日本として申し入れる必要があるが、そのタイミングについては政治的配慮を必要とする。

ネパール政府は、武器収容や有権者登録、マデシ問題への対応に忙殺されるなか、我が国方面会要請に100%応じた。これは、政治プロセスへのネパール政府の強いコミットと我が国への期待の高さを示すものといえる。選挙までになされるべき作業量を考えれば、残されたタイムフレームは相当厳しいが、ネパール政府及び政党指導者は、6月までの選挙実施に対して強い決意を表明した。

政党指導者は、自由かつ公正な選挙が実施されればマオイストの得票率は自分たちを相当下回るとの予測をもつ一方、実際には完全に自由かつ公正ということはあり得ないとの覚悟の下、マオイストが暴力と恐怖を背景に、その本来の支持範囲以上の票を得るのではないかと見ている様子であった。このような冷酷な予測が、各会談において日本を含む国際選挙監視団をできるだけ多く派遣してほしいとの要望を出させるに至ったものといえる。上述のマデシ問題などは、確かに民主化プロセスへの悪影響を与え得る要因ではあるが、ネパール政府指導者の本当のおそれは、マオイストが選挙にいかなる戦略で臨んでくるかというところにあるものと思われる。その意味で、マオイスト指導部の言動、地方におけるマオイストの個々の不正行為が指導部の意向を受けたものであるのか、あるいは末端の部隊が独自の判断で行ったものであるのか等あらゆる観点からマオイストの動向を引き続き注視していく必要がある。

## 2-3 対ネパール平和構築支援（骨子）に基づく協力計画作成

### 2-3-1 制憲議会選挙支援の具体化

制憲議会選挙実施に向けたネパール政府機関、国際機関、国際NGO等の取り組み概要は以下のとおり。

#### (1) ラジオ・ネパール

- ・現在、制憲議会選挙に向け、有権者の関心を高めるための番組を2種類放送中である。1つは制度改革について政界・学界などの有識者に語るインタビュー番組（週2回、25分）、もう1つは政治家のみに時事性の高い問題を聞くインタビュー番組（毎日、10分）。
- ・ラジオ・ネパールは中波6局、短波1局、FM11局をネットワークで結んでおり、全国をカバーできるため、有権者教育や選挙広報には有用。
- ・選挙管理委員会からは、主要民放局とともに、選挙に関するメディア戦略の核となるよう要請されている。
- ・有権者登録プロセスについては、18日からアジア・ファンデーションによる委託（財政支援）、NGO「Pro Public」の制作による広報用スポットを流している。放送料（broadcasting fee）は同ファンデーションからNGO経由で入っている。

- ・ラジオ・ネパールの運営資金のうち、税金で賄われているのは4分の1程度であり、それ以外は広告収入や放送料で補っている。選挙関連の番組でも、放送料をもらえないと **running cost** さえ、賄えない。
- ・ラジオ・ネパールとしては、選挙管理委員会と協力したい意向を有しているし、日本のノウハウの指導は歓迎だが、放送に際してはコストの問題を考慮する必要がある。  
⇒その後の協議により、JICAが協力を実施する場合、ラジオ・ネパールの独自制作番組との位置づけにし、料金なしで放送することで合意。
- ・他方、ジャーナリストたちも今回の制憲議会選挙については、どのような意義があるのかについて、それほど認識していないので、有権者教育プロジェクトの一環として、ジャーナリストの教育も歓迎。

## (2) 国連ミッション

- ・ネパール選挙に対する国連ミッションのスタンスは、これまでの対ポスト紛争国に対する支援の際とは大きく異なっており、「advisory role」に限定される。
- ・つまり積極的に介入したり、オペレーションを代替することではなく、①ドナー間の調整 ②選挙が国際基準に適っているかどうかについてのモニタリング③方向性を示すためのアドバイス等、のみを実施する。
- ・支援内容は基本的にドナーに任せている。
- ・国連の選挙支援チームは近日中に選挙管理委員会の建物に入ることになる。

## (3) 選挙管理委員会

- ・7人のメンバーで構成される「有権者教育委員会」を設置し、1月21日までに暫定的な戦略計画を策定する予定。内容は①具体的戦略（女性や少数民族に、いかにアドレスするか等）、②メディアを利用した情報の普及一となる。
- ・JICAの有権者教育支援は歓迎。ドナー間の調整を図るため、JICA支援策を書面にして提出してもらえればありがたい。
- ・有権者教育の中身については、ドナーに一任するが、事前に内容を知らせてもらい、これを承認する形をとりたい。
- ・選挙法に関しては、現在各政党関係者に説明しながら理解を得ようとしているが、例えば、比例名簿を拘束制にするか、非拘束制にするか等の細部の調整に時間を要するため、2月中旬頃までかかる見通し。
- ・広報用パンフレット作成などを支援して頂けるなら、選挙管理委員会のオフィシャルなものとし、政府系印刷会社で印刷を行うことも可能。

## (4) NIEFO (Nepal International Electoral Forum：選挙支援に特化したローカル NGO)

- ・JICA事務所には、西部地域に対する支援プロポーザルをパッケージとして示したが、個別プロジェクトでの協力も可能。
- ・有権者教育用パンフレットを作成するための人材（デザイン、編集、翻訳、印刷、普及など各段階の専門家）調達可能。印刷に要する時間は2～3週間。
- ・ラジオによる選挙広報（スポットなど）の内容提案も可。

- ・地方における小規模セミナーを地元 NGO との連携で実施することも要検討。
- ・選挙に関する実際的情報（投票のしかた）を紙芝居で説明するキット（フリップチャート）を作成した実績あり。

#### (5) NDI (National Democratic Institute)

- ・14年前から米国国際開発庁 (USAID) の資金援助の下、種々の民主化関連プロジェクトを実施しているが、1月下旬から新たなプロジェクトを実施する。1つは政党を対象にしたキャパシティー・ビルディング、もう1つは選挙の国内モニターを対象とした教育。後者のために3週間以内に国内 NGO を結ぶ structure を構築する。
- ・政党に対しては、個別的に制憲議会選挙に意味や他政党との連携の重要性に関する認識を向上させる。
- ・モニターに対しては、選挙法採択後、シンプルで役割が明確になるパンフレットを作成し、NGO 経由で配布する。その第1ドラフトは National Democratic Institute (NDI) が書き、あとは Nepal International Electoral Forum (NIEFO) に任せる。

#### (6) アジア・ファンデーション

- ・有権者登録に際しては、選挙管理委員会の依頼に基づき、NGO 「Pro Public」 との連携で広報用スポットを作成した。これは17か国語に翻訳し、TV 1局、ラジオ・ネパールと FM40局ネットで流した。これは準備に9,000ドル、放送料に2万3,000ドルを要した。
- ・英国国際開発省 (DfID) の資金提供に基づき、国内15NGO (全国をカバー) と連携して、国内モニターを教育するプロジェクトを実施する。NGO 「コーカス」が中身を作成する。同様のプロジェクトを NDI が実施することは認識しているが、連携はしない。

以上各機関との協議により明らかになったのは、今次選挙において、国際社会のスタンスの最大の特徴は、国連ミッションの関与の希薄さである。2000年以降、国連は段階的にポスト紛争国に対する関与を弱めつつあり、アフガニスタンにおいては「light footprint approach」を標榜しながら、地元オーナーシップ重視を主張し続けてきたが、ネパールでは更にその傾向を強め、アドバイス及びモニタリング業務に特化した援助を行う方針を固めている。

一方、選挙実施の主体となる選挙管理委員会は、選挙プロセスの各課題を抽出し、シーケンスを考慮したうえでオペレーションを進める責任を有しているにもかかわらず、人的・財政的資源が乏しく、自立にはほど遠い状況にある。ドナー側は現時点までに、登録作業に対する支援や有権者教育、モニタリングを行う NGO の組織化など、他のポスト紛争国で実施してきた支援経験に基づく援助計画を立てつつあるが、国連にも選挙管理委員会にも調整能力が欠如しているため、支援内容の重複や地域の偏りが散見されている。

このため、JICAとしてはできるだけ早い時期に援助内容を決定したうえで、選挙管理委員会と調整を行い、援助内容を同委員会承認による公式のものとして実施することが肝要であろう。

以上を踏まえ、既に支援が決定しているもの、今後実施を進め得る支援は以下のとおり。なお、既に実施が決定している案件については、実施促進と進捗の確認、プレスカンファレンス等を通じた広報支援を行った。

(1) 選挙支援のための人材派遣（鳴海亜紀子ジュニア専門員）

国連の選挙支援チーム IEAT (International Electoral Assistance Team)の一員である西部地域担当の Regional Voter Education Adviserとして派遣することでほぼ調整がついた。派遣に係る覚書 (MOU) 案が固まったため、今後最終的な署名に向けた手続きを進める（その後2月8日、選挙管理委員会、UNMIN、JICA間の覚書を締結し、鳴海ジュニア専門員は国連オペレーション傘下における協力活動を開始している）。

(2) ノンプロ無償による投票箱等の供与

6万個の投票箱の調達について、発注等の作業を開始済み。

(3) 選挙管理委員会への機材一部供与

JICA フォローアップスキームを活用し、コンピューターやプロジェクターなど、選挙実施に必要な機材の一部を供与済み。残りの機材についても現在調達手続き中である。

(4) 選挙管理委員会の本邦研修

JICA 国別研修（個別）枠を活用し、2007年1月27日から2月8日までの予定で、選挙管理委員会（5名）及び財務省（1名）のスタッフ計6名を対象とした、ネパール「選挙行政制度及び民主化」の本邦研修を実施した。研修受入先は日本政治総合研究所（理事長：白鳥令東海大学名誉教授）。研修員は外務省、総務省、JICA 本部を表敬したのち、2月4日の愛知県知事選実施のための実際の選挙活動と投票準備、開票作業などを視察した。

1月25日には日本国内メディアに対するプレスリリースを发出、国内メディアからの反響があり、NHK ニュース（全国、名古屋、ワールド）、中日新聞等で取り上げられた。研修員は帰国後、選挙管理委員会に研修成果の報告を行っており、選挙管理委員会より研修が有意義であったことについて評価する旨、JICA 事務所との協議において述べている。JICA 事務所においては、研修員を今後の選挙支援のリソースとして活用していく予定である。

(5) 日本からの選挙監視団の派遣

選挙監視団については、塩崎副大臣のネパール訪問の際に派遣の用意がある旨伝達しており、さらに、二階日本ネパール友好議連会長からも、国会議員派遣の意向がポードル会長（ कांग्रेस党幹事長）に伝えられている。今般、渥美部長は、本件をリマインドしたうえで、関係者から派遣手続き等につき聴取した。

ポカレル選管委員長は、「日本からの選挙監視団の派遣をお願いしたい」としたうえで、近日中に外務省を通じ正式な要請書を发出すると述べた。国際社会の動向としては、国連監視団が2週間以内に到着すること、EU やカーター・センターが有権者教育の段階から関与したいとの意向を表明している。

制憲議会選挙の実施にあたり国際選挙監視団の存在が重要であるとの認識は、選挙管理委員会のみならず、マオイストの不正を警戒する政党指導者にも共通してみられる見解である。デウバ党首 (NC-D) は、国内選挙監視団は政治的中立性に問題がある場合が多いこと、住民の恐怖を取り除くにはすべての選挙区に国際監視団の配置が必要であることを強調し、数が圧倒的に不足していると指摘した。また、ネパール書記長（共産党 UML）も、

すべての選挙区に国際選挙監視団を張り付けられるようにしたいと述べた。

(6) 制憲議会選挙に係る理解促進のためのセミナー、パンフレット作成

1990年以降の民主化プロセスが奏功しなかった状況にかんがみ、今次選挙の意味を考える。「憲法制定は社会体制の選択である」との認識に立ち、立憲君主制、共和制、連邦制、地方分権等の政治レジームの選択から、市民社会のあり方等に関する講義・討論会を実施。対象は、①選挙管理委員会メンバー、②地域のオピニオン・リーダー、NGO、③ジャーナリストとする。カトマンズ及びポカラで2007年3月下旬に実施。

上記セミナーの講義内容（選挙の理念的意義づけ：民主主義の原則、制憲議会選挙の意義、将来の国家体制等）、及び選挙の実務的情報を内容とするパンフレット（8ページぐらい）を現地語で作成する。コンテンツについては選挙管理委員会の承認を得て、公式なものとし、全国に配布する。また、上記セミナー参加者による小規模なセミナー開催をカスケード式で実施することも検討する。

(7) 有権者教育ラジオ・プログラムの制作

(6)のセミナーの講義内容を核とした20分程度の番組作成や、ラジオ・ネパールの自主制作に対して技術支援を実施する。具体的内容は①民主主義の手段としての選挙②紛争解決の手段としての選挙③すべてのアクターを同じ土俵に立たせる枠組みとしての民主主義を盛り込む。3月までに技術支援が可能な人材を派遣する。

2-3-2 制憲議会選挙以外の分野における支援可能性調査

(1) Peace Trust Fund に対する我が国による協力の可能性

1) 位置づけ

・ネパールにおける和平プロセスを促進するため同国政府により緊急的な対応が必要となる以下の4分野におけるドナーによる財政的な支援を行うための枠組み。財務省が設置。

- ① 選挙プロセス
- ② IDP 支援
- ③ 行政及び警察署の修復・再配置、警察への機材供与（通信機材、車両）
- ④ マオイストの宿営地の整備・運営

2) 概要・資金ニーズ

・7,500～8,000万ドルの資金ギャップに対応（あくまでもネパール側の初歩的な見積り）。

・具体的な活動内容（使途）については、関係省庁から財務省へのプロポーザルに基づくものであり、個別事業の実施は各省庁が行う。財務省は基金の管理・モニタリングを行う。

3) メカニズム

・緊急的な支出を可能とし、調達手続きも簡素化されている。

- ・ノン・イヤーマークによる資金の拠出、特定の活動・プロジェクトに用途を特定するイヤーマークによる拠出、個別プロジェクトへのバイによる直接的な資金協力や物資等の供与も可能。
- ・ドナーごとに個別の口座を設けることも可能。
- ・資金配分等の方法については、特別委員会のマンデートを受けて設置される運営委員会が決定。

#### 4) 準備状況

基金の設置については閣議で了承済み。現在、内閣に設置されている特別委員会にて技術的なメカニズム等につき検討中。具体的な活動内容の特定作業は1～2週間で完了する予定。国連開発計画（UNDP）から基金設置のためにアドバイザーが派遣されている。

#### 5) 他ドナーの拠出状況

DfID、EU、デンマーク、ベルギー、インドより拠出の用意がある旨表明済み。各国とも一括拠出するのではなく、事業の適正な実施を確認しつつ段階的に分割して資金供与する見通し。

#### 6) 我が国としての協力の可能性

財務省から具体的な資金の用途に関する情報を得たうえで、上記1) ①選挙支援、②IDP支援及び③行政機関・警察署の修復・再配置の分野を中心とし、関連機材・車両等のロジスティックスの調達に用途を特定（イヤーマーク又は直接支援）したうえで、債務救済無償の未使用残金（11億円）の一部を活用した支援を検討（他ドナーは、特に和平プロセスの鍵となる④マオイスト兵営地の整備・運営に関心を有しているとの情報あり）。

なお、IDP支援については、実施事業の国連ガイドラインとの整合性（対象とするIDPの範囲等）に留意する必要があるほか、我が国としてネパール政府によるIDP個人に対する補償への資金協力は困難。

#### 7) 留意事項

- ① ネパール政府は、追加的な資金供与を希望しているので、債務救済無償の未使用残額の活用については引き続き協議が必要。また、ネパール政府の未使用残金の活用ではあるものの、対外的には新たな協力であることをうまくアピールしていくことが重要。
- ② 用途については、治安機関（警察）による公権力行使と密接に関係する分野もあることから、その内容については精査が必要。
- ③ 資金協力を行う場合には運営委員会のメンバーとして我が国が参加し、資金の用途に関する協議に参加していくことが不可欠。また、基金の適切な運用のためにも、基金の設立支援のために現在派遣されているUNDP専門家の継続的派遣を我が国としても働きかけていくことが望ましい。

## (2) マルチバイスキームによる国際機関を通じた支援

### 1) 問題意識

制憲議会選挙を6月に予定しているネパールにおいては、選挙支援に加え、①マオイストによる紛争の結果生じたIDP（国内避難民）支援、②包括和平合意に基づきマオイスト兵士が収容され、国連の監視の下での武器管理が行われる7つの兵営地（cantonment）の整備・運営の支援、③マオイスト兵士の再統合（reintegration）のための支援等が強く求められている。

これらの分野では、地方における治安の問題や専門的経験・知見の観点から、我が国援助関係者の現場での活動が伴うバイの支援が困難であるものに関しては、国際機関を通じた支援を検討することが適当である。

### 2) 現状

これらの分野においては、現在、国連関係機関が積極的に活動を展開しているが、ネパールにおいては、同国のオーナーシップを可能な限り尊重するとの観点から、一般に、国際機関が政府の行うべき活動を代行するのではなく、国際機関の活動は、政府への専門家派遣等を通じた各種アドバイスの提供、ガイドラインの策定と政府への働きかけ等の活動に限定されている。例えば、IDP支援の分野では、国連関係機関は共同でIDP再定住支援のためのガイドラインを策定し、ネパール政府に対して同ガイドラインの順守を働きかけている。また、UNDPはアフガニスタンDDR関係者を動員してマオイストのプロファイリングや登録作業を支援しているが、本格的な再統合支援の活動開始までにはもう少し時間がかかる見通しである。

他方、兵営地及びその周辺地域をはじめとする地方においては、緊急人道支援の観点から、直ちに支援が必要な社会的弱者（女性や子ども）の保護のための活動が求められており、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）、国連人口基金（UNFPA）等の国際機関は、これらに関連するプロジェクトを策定し、国連人道問題調整事務所（UNOCHA）が取りまとめたうえ、2007年国連アピールとして、2月半ばに国際社会に対して資金協力を呼びかける予定である。

### 3) 我が国による協力の可能性

関係国際機関との意見交換の結果に基づき、人道的な観点からの緊急性が認められ、バイの支援を補完する国際機関の特性を生かしたプロジェクトとして、今後、支援を検討し得るものとしては、主に以下のプロジェクトがあげられる（アピールには、このほかにも様々な支援が含まれる予定であり、正式にはアピールの内容を踏まえて、我が国として協力することが適当なプロジェクトを決定する）。

#### a) 緊急無償、紛争予防・平和構築無償

支援決定のタイミングについては、事態の緊急性にかんがみ、関連外交日程に留意しつつ、2007年度中の実施も視野に入れて検討する。

##### ① UNHCR

- ・ネパール国内避難民の保護及び法整備支援（約16万ドル）



② UNICEF

- ・ 軍隊・武装勢力とかかわりのある児童（CAAFAG）の保護（約307万ドル）

③ UNFPA

- ・ 宿营地及び周辺地域における女性及び少女の一次的ニーズの支援、保護、社会参加（約105万ドル）
- ・ 安保理決議1325（紛争後の女性及び少女の保護及び社会参加に関する勧告）実施のための支援（約100万ドル）
- ・ 紛争後地域におけるリプロダクティブヘルスケア（約54万ドル）

b) 国連人間の安全保障基金

我が国が国連に設置した信託基金で、UNOCHA・人間の安全保障ユニットが管理している。UNFPAは、既にUNICEF／世界保健機関（WHO）との共同案件「紛争の影響を受けた女性や少女に対するリプロダクティブヘルス・教育・カウンセリングの提供」への供与の可能性につきユニットと協議中。外務省本省でも必要な側面支援を行う準備あり。その他、当基金の趣旨に合致する案件について、応募を積極的に検討するよう関係機関に連絡した。

(3) JICA 及びその他のバイ支援の可能性について

1) 紛争により影響を受けた人々への支援

対処方針においては、紛争により影響を受けた人々への支援として、国内避難民（IDP）、武装解除後の除隊兵士、CAAFAG（Children Associated with Armed Force and Armed Groups：軍隊・武装勢力とかかわりのある児童）などを対象とした支援の可能性を検討することとした。これらのターゲット層に関連した現在の動きは以下のとおり。

【IDP】

内務省は現在、IDP支援のポリシーペーパーを作成中。ポリシーにおいては、国際基準を採用するものの、ネパールにおけるコンテキストを踏まえ、独自の選定基準を定め、紛争に限らず、自然災害による避難民も含むとしている。ネパール政府はIDP家族に対して帰還を促すために5,000ルピーを配布するとしているが、国連等を中心にこの支援の有効性については疑問視する声も多く、具体的なIDP支援計画策定は今後の検討課題である。

【武装解除後の除隊兵士】

武器管理のプロセスは、UNDPのアフガン人材を主体としたチームによる第1次の登録作業が開始されたところであり、現在までに1万1,000人の登録処理が完了している。登録完了後に改めて第2次登録を行う予定であるが、その際には詳細なプロフィール情報を収集し、その後の統合計画策定のベースとする予定。なお、統合プロセスの開始にあたっては、マオイスト軍のみならず、ネパール国軍や警察等を含めた治安セクターリフォームの計画が明確にならねばならないが、現在はこの議論は全くの白紙。このため、実際の統合プロセス、また統合のための支援事業開始はいつになるのかは未定。なお、国際労働機関（ILO）が宿营地所在及びその周辺郡における労働市場調査を予定しているが、調査終了時期は未定であり、現時点において職業訓練等のニーズは明らかになっていない。ネパール政府において職業

訓練を所管する CTEVT (Council for Technical Education and Vocational Training) も具体的な計画は持ち合わせておらず、宿営地に収容される兵士への支援具体化の目処はたっていない。

#### 【CAAFAG】

UNICEFが、第1次登録が始まった7か所の宿営地に対して、Child Protection担当者を派遣済み。担当者の観察によれば、兵士の約20%が18歳以下の子どもと見られる。UNICEFとしては、詳細なプロフィール情報を収集する第2次登録作業後に、子ども兵士を確認して宿営地から分ける作業を開始することになると考えている。CAAFAG支援については、UNICEFをリーディングドナーとし、Save the Childrenアライアンス等のNGOが中心となったワーキンググループで、支援の調整を開始している。なお、CAAFAG支援は、子どもの保護の観点、また、子どもを社会に受け入れるというプロセスが必要であるため、コミュニティ主体による包括的なアプローチをとることが必要。

一方、CAAFAGワーキンググループのメンバー間では不協和音もあり、今後このグループによる支援枠組みがどのように具合化するかは見えていない。また、教育スポーツ省など関連するネパール行政機関とのコンサルテーションがこれまで行われておらず、ネパール政府による取り組みの具体化検討はまだない。

以上のように、IDP、除隊兵士、CAAFAGといった紛争により影響を受けた人々に対する支援については、政府による支援計画の未策定、統合プロセススケジュールの未定など、不確定要因が多い。このため、それぞれのターゲット層に特化した支援の実施については、実施スケジュール確定や、対象者の限定の困難さ、また、裨益者を絞り込むことによる弊害（周辺コミュニティとの軋轢）が予想される。したがって、現時点においては、特にターゲット層を明確に絞り込まず、これらターゲットが多いと思われる地域を対象に総合的に支援を実施することで、結果的にこれらの層が裨益することが現実的、かつ、効果的であると思われる。

また、時宜を得た支援の実施のためには、新たに要請を取り付け事業を立ち上げるよりも、既存の案件活用による迅速な対応が望ましい。

以上を踏まえ、JICAが実施する支援可能性としては以下が考えられる。

#### ① 紛争影響を受けた子どもたちへのコミュニティを主体とした教育機会支援

JICAが既に実施している「コミュニティ主体によるノンフォーマル教育プロジェクト (CASP)」の活動を一部強化し、IDPなど紛争の影響を受けた子どもたちなどを対象とした、教育機会提供及びコミュニティの意識向上に取り組む。支援期間はCASP期間と同様（2008年まで）とし、ノンフォーマル教育プログラム実施における、行政、コミュニティの能力強化をめざすことで、紛争の影響を受けている子どもたちにより良いインパクトを与えることをめざす。具体的な実施方法と枠組みについては、JICA事務所とプロジェクトが継続して協議のうえ、決定する。

（平成19には政策増の予算枠を活用）

#### ② 農村への帰還を促す、就農支援パッケージ

JICAが既に実施している「農業研修普及改善計画 (ATEIP)」にコンポーネント

を追加し、都市部に流入したIDPや、除隊兵士の村への帰還を促す、就農支援パッケージを実施する。対象地は既に同プロジェクトの対象地である、カトマンズ周辺郡（ダディン、ヌワコット、ラスワ、シンズパルチョーク、マクワンプール）とする。対象地に帰還する人々が就農するにあたっての小規模な初期投資（種、鋤）を提供すると同時に、ATEIPが育成した農業普及員による技術的な支援を提供することをインセンティブとし、過程に地域コミュニティを巻き込む仕組みをつくることで軋轢を予防するとともに、和解の促進を行う。また、そのために、普及員や農業行政機関の担当官に、コンフリクトマネジメントのスキルトレーニングなどを行う。村への帰還を呼びかける活動自体は、宿营地周辺や、カトマンズ盆地においても実施。支援期間はATEIP期間と同様（2008年まで）とし、短期間にできるだけ多くの人々にインパクトを与えることをめざす。具体的な実施方法と枠組みについては、JICA事務所とプロジェクトが継続して協議のうえ、決定し、平成19年度からの実施をめざす。

（平成19には政策増枠を活用）

## 2) 紛争予防のための地方格差是正支援

### ① コミュニティインフラ復旧開発調査

紛争によるインフラ破壊のアセスメントについては、現在、地方開発省、内務省、公共事業計画省が実施中である。地方行政体（郡開発委員会：DDC、村落開発委員会：VDC）や警察署については既にアセスメントが終了しており、回復に必要なコストについても明らかになっている。一方、公共事業計画省の都市計画建築物局（Dept. of Urban Planning and Building Construction）が全国の総合的なアセスメント調査を実施中であり、2007年4月中にはその結果が取りまとめられる予定。また、地域インフラ復旧については、2007年4月ポカラにてワークショップが開催される。暫定3か年計画においても、インフラ復旧が重点とされることが予想される。

（平成19政策増、新規要請取り付け）

### ② 地方開発支援のためのコミュニティ開発無償

ネパールにおいても特に開発が遅れ、社会インフラも未整備であるとされるカルナリ地方については、暫定3か年計画においても重点とされることが予想され、今回協議したネパール側政府機関においても重要な開発課題であると認識されている。これまで治安上の理由から支援が困難であった同地方に対し、コミュニティ開発無償による総合的な社会インフラ整備の支援が検討可能であろう。若しくは、対象地域をカルナリ地方と限らず、例えば日本が主要幹線道路を建設中のシンズリ地方など、開発から取り残され、貧困格差是正が望まれ、かつ、戦略的に意義が高い地域を選定していくことも可能であろう。なお、状況により、上記①との組み合わせによる実施を検討する（新規要請取り付け）。

### ③ 地方行政強化によるコミュニティ開発プロジェクト

地方開発省によれば、暫定憲法においては、地方行政の再編・強化が謳われており、今後地方分権化を強化していく予定である。現在地方における各サービスは、各省の出先である郡事務所が個別に対応している状況であるが、今後はDDCに各セクターの

出先がデスクを並べるなど、DDCの行政強化によって、より地域のニーズに即したサービスデリバリーをめざしていく方向にある。この取り組みは、保健、教育、農業等の5つのセクターで先行して行われる計画である。

一方JICAは、森林土壌保全省をカウンターパートとし、村落振興のプラクティスを盛り込んだプロジェクトを実施してきており(CDFWCP、CDFWCPⅡ、及びF/U)、Ward<sup>1</sup>を最小の行政単位としたSABIHAAモデルを確立している。SABIHAAモデルは、プロジェクト終了後もKR(食糧援助)Ⅱの見返りを活用し、森林土壌保全省によるレプリケーション(モデル普及)が行われている。プロジェクト対象地域であったカスキ、パルバットに加え、周辺郡含めDESCO(郡土壌保全事務所)スタッフの経験の蓄積がある。

以上を踏まえ、SABIHAAモデルを活用した、Wardをひとつの行政主体とし、農村開発を主眼としたプロジェクトを実施し、紛争の構造的要因とされる地方格差是正をめざすとともに、地方行政の強化を図る。

具体的には、SABIHAA経験をもつ森林土壌保全省と、比較的分野が近くかつ、地方分権化のパイロット対象となっている農業セクターを所管する農業協同組合省、地方行政を所管する地方開発省と連携し、地方行政強化・農村開発のための新SABIHAAモデルづくりとその普及をめざす。

今後JICA事務所において森林土壌保全省、農業協同組合省、地方開発省などと協議するとともに、森林土壌保全省に配属されている環境行政アドバイザー専門家や、「農業研修普及改善計画(ATEIP)」関係者の支援を得つつ、次回要望調査までに案件内容の検討と、要請書取り付けを行う。

(平成20-21 要望調査新規要請案件)

### 3) ガバナンス分野における支援可能性

国際社会による政治プロセス支援の最近の傾向は、単発的な選挙実施支援から中・長期的視点に立った包括的ガバナンス支援に移行しつつある。JICAとしても、選挙支援から同選挙で発足する制憲議会支援(憲法制定支援)、新憲法に基づく選挙支援、同選挙によって発足する立法府支援、同立法府によって選出される行政府支援(Security Sector Reform: SSR含む)全体を視野に入れ、タイムリーなリソースの投入を実現し得る包括的な支援計画を策定する必要がある。

同分野における各機関の取り組みと進捗は次のとおり。

#### 【UNDP(制憲議会支援・法整備)】

・これまで暫定憲法策定の支援・選挙に向けての啓発活動を実施してきたが、次のフェーズでは制憲議会の作業を支援すべく、以下のプロジェクトを実施する意向。

- ① 選挙後すぐに、制憲議会が機能するよう、議会の「Rules of procedure」を策定し、暫定政府に提示する。

---

<sup>1</sup> ネパール行政単位は、中央から、開発地域→県→郡(DDC、75)→村(VDC、約4,000)→区(Ward)→Tollとなっている。Wardレベルで約500世帯程度。

② 新しい国のあり方についてのリサーチを実施し、その結果を広く広報する。  
特に連邦制の是非についてのリサーチをしたい（日本のリソース、特に県の制度に関する専門家は歓迎）。

- ・このほか、「連邦制度」「女性の地位」「人権」「宗教」等の問題について50の課題を簡単に説明する資料を作成し、ホームページを作成する。

#### 【国連ミッション（SSR）】

- ・軍と警察の指揮権については、7党側とマオイストの間の調整が未了。
- ・インド、英国、米国が警察支援を検討中。英国は警察学校支援のためのリソースを1月下旬にも派遣してくる予定。
- ・国連ミッションも選挙区レベルで計205人の警察アドバイザーを張り付けている。
- ・6月の選挙までの優先事項は、当面の治安を担保することであり、ガバナンスの視点から見たSSRは選挙が終わってから本格化するだろう。

#### 【真実・和解委員会（TRC）】

- ・TRCについては、暫定政権発足後に設置準備が進むと思うが（設置は4～5月ごろか）、実際に活動を開始できるのは、2009年1月の総選挙以降であろう。政治情勢が不安定なままで、ヒアリングを開始することは逆効果である。
- ・現在は世界各国のTRCのリサーチを進めている。このリサーチに基づいて、どの国のやり方がネパールに向いているかを考え、具体的なTRCのTORを策定することになる。このプロセスで日本の専門家のインプットは歓迎である。
- ・リサーチの期間は1年ぐらい。この間に、TRC委員はいろいろな国を調査に回るようになるだろう。
- ・こうした準備作業と並行して、政党や市民社会団体との間でもワークショップを開き、TRCの課題などについて意見交換も実施する（2月1日にも予定）。

以上を踏まえた、支援可能性としては以下があげられるが、制憲議会支援、法整備については、制憲議会成立後、また、TRCについては新政権発足後にTRC設立作業の目処が立ったあとに追加情報を収集し、支援実施の可否を改めて検討することとなるだろう。同様に、SSRについては今後のプロセスが全くの未定のため、現時点において具体的な支援策を検討することは時期尚早である。

#### ① 制憲議会支援

選挙支援から継続的に制憲議会の支援を実施し、民主化プロセスを包括的に支援することを目的とし、同議会の憲法草案策定プロセスにおいて、日本及び他の民主国家の国家システムに関する情報を共有し、有効なシステムのあり方を判断するうえでのインプットを行う。具体的には、アフガニスタン、イラクの制憲議会支援と同様、学識者等による支援チームを派遣し、セミナーを開催する。また、UNDPが実施するリサーチに対し、国と都道府県の権力分掌を研究する専門家を派遣することも考え得る。

#### ② 真実・和解委員会

同委員会のTOR決定プロセスにおいて、他国の経験を共有し、同国に最適のTRCシステムを決定するうえでのインプットを行う。例えば、南アフリカの真実・和解委

員会、ルワンダのガチャチャ等を研究する望月康恵・関西学院大学助教授など、学識者の派遣。当地におけるTRCがどのような形式のものが最適かについて、他国での経験を共有しながらアドバイスを行うことが可能であろう。

## 2-4 JICA 国別事業実施計画改編・プログラム強化

### 【背景】

- ・「選択と集中」及びプログラム強化
- ・ネパールを取り巻く政情、国際社会による支援環境の変化
- ・ネパール政府によるネパール開発フォーラム（NDF）に向けた「3か年暫定計画」策定
- ・次年度要望調査に向けた国別事業実施計画改訂の必要性（現在のものは2003年のものがベース）

当初2～3月の間に実施される予定であったNDFは、4月7～8日に開催予定となった。現在財務省が各省に暫定3か年計画の作成指示を行っており、今回調査団では、教育スポーツ省、地方開発省、公共事業計画省等の各部局において、財務省に提出した暫定3か年計画の中身をヒアリング、若しくは資料収集をすることができた。

以上、ネパール政府による開発計画の見直しプロセスを踏まえ、4月のNDFまでに新たな国別事業実施計画の方向性を固め、NDFの結果を踏まえて次年度要望調査に向けた改訂作業を行う。プログラムの集約については、現在12あるプログラムを、7～8程度に絞り込む。その際、平和構築、紛争予防、社会的包摂を考慮し、ガバナンスと地方格差是正に重点を置いたプログラムを設ける。また、これまでセクター別に構成していた案件の一部について、ガバナンスとの関連において整理し直す。

今後ODATFではNDFに向けた準備が進むことと思われるが、JICAの国別事業実施計画改訂についても、同時並行的に検討作業を行い、ODATFの議論を適宜反映させていく。

## 2-5 JICA 事業実施上の安全管理調査

和平プロセスへの支援、また制憲議会選挙終了後にネパール情勢が安定化したあとの支援拡大の可能性を念頭に、大使館、国連機関、他国ドナー機関等を訪問し、治安情勢に関する見解につき情報を収集するとともに、カトマンズ、ポカラ周辺のJICA事業地の安全確認を実施した（付属資料5．参照）。これに基づき、今後のJICA事業実施上の安全対策方針を以下のとおり確認した。

### (1) 安全管理基本方針における記載内容

新規案件の実施にあたっては、カトマンズ、ポカラ、東西ハイウェイに加え、シンズリヤチトワン等も含めた地域で行うこととした。一方、東西ハイウェイについては、西部は対象外とした。

### (2) 地方での新規案件の実施、新規関係者の配置

今後の地方展開にあたっては、退避オペレーションの実施を想定したロケーションの選定

(航空便数、空港までの距離等)と案件のデザイン(地方サイトを引き上げても、継続して案件を実施でき、効果がある事業)に留意して、あくまで選挙後に治安情勢が安定したことを確認のうえ実施する。

### (3) ネパール在住者の地方出張

これまでも、治安状況に応じて JICA 事務所の判断で柔軟に対応してきた。今後も、安全対策クラーク等による事前情報の確認と衛星携帯電話携行等の安全対策を十分行ったうえで、JICA 事務所の判断で柔軟に対応していく。

### (4) 地方出張、旅行の承認手続き

現状は「カトマンズ盆地及びポカラ市街地」外を訪問する場合は、JICA 事務所長あての国内移動届の提出を義務づけ、安全対策クラークのレポートをつけて(トレッキングに関しては、メディカルコーディネーターのレポートも取る)、すべて JICA ネパール事務所内で事前承認を行っている。これに関して、選挙後に治安が安定した時点で、安全な地域に関しては届出制としたいとの意向が JICA 事務所からあり、実質的な安全が確保される範囲で手続きの簡素化を進めるよう伝えた。具体的には、外務省渡航措置が「十分注意してください」の地域は届け出とし、「渡航の是非を検討してください」については本部承認(又は JICA ネパール事務所承認)を必要とする、といった対応が考えられる旨を伝えた。

また、今般カトマンズ市内を中心に、一般犯罪が増加している傾向にある。邦人や国際機関関係者を対象とした夜間侵入盗難などが発生している。かかる状況を踏まえ、JICA 関係者が居住する 10 か所の住宅、集合住宅、及び事務所建物を確認し、安全確保上の問題点を指摘するとともに、改善策につき提案した(なお、詳細な報告は別途取りまとめられているが、本報告書においては割愛する)。

## 2-6 現地への依頼事項

今次調査団の調査結果、提言事項に基づき、以下の点について現地 ODATF による継続したフォローを期待したい。

- ・既に支援が決定している協力のための調整、実施
- ・和平プロセスに関連した情報収集と本部への発信
- ・支援可能性案件具体化のための準備作業(政策増、要請追加取り付け、次年度要望調査)
- ・JICA 国別事業実施計画改訂に向けた検討作業
- ・NDF に向けた ODATF での議論と東京への発信
- ・ODATF 体制による現地広報

## 付 属 資 料

1. 調査日程
2. 団員構成
3. 主要面談者リスト
4. ネパール平和構築プロジェクト形成調査団対処方針
5. ネパール治安状況に関する調査報告
6. 個別協議結果
7. 新聞記事



1. 調査日程

ネパール平和構築プロジェクト形成調査団全体日程

調査日程 2007年1月												
調査日程	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
総括	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着
総括補佐	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着
現地対応	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着
協力計画	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着
協力計画	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着
団長	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着
計画調整	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着
平和構築	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着
選挙協力	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着
安全確認	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着	到着

担当	旅行日数
総括 (外務省ミッション)	5
総括補佐	5
大使館経協班 政務班 JICA事務所長	6
外務省スキームによる支援案件形成	6
個別計画策定	6
JICAプロ形取りまとめ、支援方針策定	5
全体調整およびJICA個別事業実施計画改編・プログラム強化支援	12
大使館経協班 JICA事務所次長 小林所員他関係所員	5
平和構築協力案件形成 (選挙支援、IDP、法整備、メディア支援等) 憲制議会選挙支援の具体化	10
JICA事務所 赤松企画調査員	-
平和構築事業実施に係る安全対策方針確認	8
JICA事務所次長 津守所員	-

現地対応	関係者	日程
関係者	関係者	20-21
関係者	関係者	22-23
関係者	関係者	24-25
関係者	関係者	26-27
関係者	関係者	28-29
関係者	関係者	30-31

備考：外務省南部アジア部長（総括）については、外務省による派遣。

ネパール平和構築プロジェクト形成調査団日程

Mission Member	Mr. Chihiro ATSUMI	Mr. Teruki HANAZAWA	Mr. Toshiaki TANAKA	Mr. Tomosaburo ESAKI	Ms. Akiko HIRANO	Ms. Haruko KAMEI	Mr. Keiichi HASHIMOTO	Ms. Akiko NARUMI
	Mission Leader	Mission Sub-Leader	Cooperation Planning	Project Formulation	Country Programming	Cooperation Coordination	Peace Building	Cooperation for Election
1	Wed							
2	Thu							
3	Fri							
4	Sat							
5	Sun							
6	Mon							
7	Tue							
8	Wed							
9	Thu							
10	Fri							
11	Sat							
12	Sun							

## 2. 団員構成

### ネパール平和構築プロジェクト形成調査団団員構成

Name	役 職	調査団担当
<b>外務省による政治ミッション</b>		
Mr. Chihiro ATSUMI 渥美千尋	Director-General (Ambassador), Southeast and Southwest Asian Affairs Department, Asian and Oceanian Affairs Bureau, MOFA 外務省アジア大洋州局南部アジア部部長 (大使)	Mission Leader 総 括
<b>JICAプロジェクト形成調査団</b>		
Mr. Teruki HANAZAWA 花澤光樹	Southwest Asia Division, Southeast and Southwest Asian Affairs Department, Asian and Oceanian Affairs Bureau, MOFA 外務省アジア大洋州局南部アジア部南西アジア課	Mission Sub-Leader 総括補佐
Mr. Tomosaburo ESAKI 江崎友三郎	Deputy Director, Grant Aid and Technical Cooperation Division, International Cooperation Bureau, MOFA 外務省国際協力局 無償・技術協力課 課長補佐	Project Formulation 協力計画
Ms. Akiko HIRANO 平野明子	First Country Assistance Planning Division, International Cooperation Bureau, MOFA 外務省国際協力局 国別開発協力第一課	Country Programming 協力計画
Mr. Toshiaki TANAKA 田中俊昭	Team Director, Southwest Asia Team, Regional Department II, JICA JICAアジア第二部南西アジアチームチーム長	JICA Mission Leader 団 長
Mr. Keiichi HASHIMOTO 橋本敬市	Senior Advisor JICA中東・欧州部 国際協力専門員	Peace Building 平和構築
Mr. Toru NAITO 内藤徹	Chief, Security Management Team, Overseas Offices and Security Management Group, General Affairs Department JICA総務部在外・安全対策グループ安全対策チーム主査	Security Management 安全確認
Ms. Haruko KAMEI 亀井温子	Senior Country Officer, Southwest Asia Team, Regional Department II, JICA JICAアジア第二部南西アジアチーム	Cooperation Coordination 計画調整
Ms. Akiko NARUMI 鳴海亜紀子	Associate Expert, Southwest Team, Regional Department II, JICA JICAアジア第二部南西アジアチーム ジュニア専門員	Cooperation for Election 選挙協力

### 3. 主要面談者リスト

	所 属	職 位	氏 名
日本政府関係者			
1	日本国大使館	特命全権大使	平岡 邁
2	同	公 使	神宮 浩
3	同	一等書記官	富田 晃次
4	同	二等書記官	川上 貴之
5	同	二等書記官	笹井 大嗣
6	同	二等書記官	嶋田 光雄
7	同	二等書記官	吉野 睦
8	JICA ネパール事務所	所 長	吉浦 伸二
9	同	次 長	福田 義夫
10	同	所 員	小林 健一郎
11	同	所 員	木下 佳信
12	同	所 員	徳田 小矢子
13	同	所 員	津守 佑亮
14	同	企画調査員	赤松 志保
15	同	企画調査員	澁谷 美兒
JICA 事業関係者			
16	農業協同組合省	ATEIP チーフアドバイザー	寺川 幸士
17	森林土壌保全省	環境行政アドバイザー	伊藤 香里
18	公共事業計画省	水道政策アドバイザー	尾寄 昇
19	教育スポーツ省	CASP 専門家	小田 康子
20	同	同	岩城 岳央
ネパール政府関係者			
21	内務省 (Ministry of Home)	Joint Secretary	Pratap K. Pathak
22	財務省	Joint Secretary	Madav P. Ghimire
23	財務省	Under Secretary	Lal S. Ghimire
24	公共事業計画省都市開発建築物局	Deputy Director General	Om D. Rajapadhyaya
25	地方開発省 (MOLD)	Under Secretary	Surya P. Acharya
26	同	Under Secretary	Babu R. Gautam
27	教育スポーツ省 (MOES)	Joint Secretary	Arjun B. Bhandari
28	同	Under Secretary	Lav D. Awasthi
29	同職業技術訓練連盟 CTEVT	Director	Chandra B. Nakrmi
30	ラジオ・ネパール (国営ラジオ)	Executive Director	Ram S. Karki
31	同	Deputy Executive Director	Rajendra Sharma
32	選挙管理委員会	Joint Secretary	Laxman Bhattari
33	同	Joint Secretary	Sharad C. Paudel
34	同	Joint Secretary	Narendra M. Shrestha

	所 属	職 位	氏 名
国連、NGO 関係者			
35	UN Electoral Team	Chief Technical Advisor	Fida Nasrullah
36	同	Electoral Advisor/ External Project Coordinator	Anne-Sofie Holm
37	国連人道問題調整部 (OCHA, UN)	Humanitarian Affairs Officer	Paul Handley
38	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	Head of Sub-Office	Kaoru Nemoto
39	国連開発計画 (UNDP)	Deputy Resident Representative	Ghulam M. Isaczai
40	同	法整備支援担当	Shantam Singh Khadka
41	同 Constitutional Advisory Services Unit		Yash Pal Ghai
42	Capacity Development of National Human Rights Commission (NHRC)	Senior Human Rights Advisor	Keith D. Leslie
43	国連児童基金 (UNICEF)	Representative	Gillian Mellsop
44	同	Planning Officer	Eriko Onoda
45	同	Program Officer	Sumon Tuladhar
46	同	CAAFAG 担当	Sabine Himbert
47	国連人口基金 (UNFPA)	Representative	Junko Sazaki
48	国連事務総長特別代表ネパール事務所 (O/PRSG)		John Norris
49	ILO, International Labour Organization	Director	Shengjie Li
50	IFES, International Foundation for Election Systems	Country Director in Nepal	Peter Erben
51	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (SCJ)	ネパール事務所長	定松 栄一
52	NIEFO, The Nepal Independent Electoral Forum	President	Naresh Bhatta
53	同	Vice President	Subhadyak Shah
54	同	Board Member	Bijay Shrestha
55	NDI, National Democratic Institute	Resident Acting Country Director	Domoine Cardy
56	The Asia Foundation	Representative	Nick Langton
57	同	Program Advisor	Sagr Prasai
58	Peace Appeal Foundation	Director - Peace Support	Hannes Siebert

## 4. ネパール平和構築プロジェクト形成調査団対処方針

2007/1/15

JICA 南西アジアチーム

### I. 調査団派遣の経緯

2006年11月21日、ネパール政府とマオイスト（反政府勢力）の間で包括的和平合意が成立し、マオイストによるいわゆる「人民戦争」として始まった過去11年におよぶ紛争に、正式に終止符が打たれた。政府は現在、暫定憲法発布とこれに基づく暫定政権の樹立をめざしており、2007年6月中旬には、制憲議会選挙を計画している。

国際社会はネパールにおける和平の動きを歓迎しており、武器管理や選挙支援に対して国連が支援を行うことが、12月1日の安全保障理事会で確認された。また日本政府は、11月21日の和平合意成立を受けて、翌22日、合意成立を歓迎し、自由・公正な選挙実施を期待すると同時に、ネパールの民主化促進と平和構築のための支援を継続して行っていく旨、外務報道官談話として発表した。また、日本政府としては、JICAを含むODAのバイ枠組みにおける平和構築支援案件の実施を検討するとともに、選挙監視団の派遣、国連を中心とするマルチでの平和構築支援への参加についても可能性を追求するとしている。

これを踏まえ、現地ODAタスクフォース（ODATF）、外務本省、JICA本部間で情報・意見交換を重ね、支援方針を現地ODATF発「ネパール平和構築支援案（骨子）」として取りまとめた。11月28日には3者によるテレビ会議を実施し、本骨子に基づく案件の具体化につき議論がなされた。その際、平和構築に特化した短期的な支援としては、当面制憲議会選挙支援を重点とすることが確認されている。また、継続して国内避難民（IDP）支援、法整備、治安の確立、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）の各分野における支援を検討するとともに、ネパール紛争の構造的要因である経済格差や貧困削減を支援するため、中長期的には地方開発、復興支援に資する協力を実施していくことが方向性として示された。

包括的和平合意署名に先立ち開催されたドナー会議（11月14日）において、ネパール財務省は、緊急課題として、①兵士宿营地建設・運営、②IDP支援、③治安維持に必要な行政、警察の整備、④制憲議会選挙支援をあげ、これら課題に対する支援を要請した。日本は、制憲議会選挙に貢献することは我が国国是にも合致し将来とも我が国のネパールにおけるかかわりに資すると考えられるため、大使が直接選挙管理委員長を訪問したのに加え、17日に開かれた選挙管理委員会主催のドナー会議においても選挙支援に関心をもつ旨表明し、ネパールのODATFにおいて選挙支援分野の具体化を進めている。

かかる状況を踏まえ、本調査団は2007年6月に予定される制憲議会選挙に向けた我が国支援に係る協議を先方政府及び関連主要ドナーと行うとともに、IDP支援、法整備、治安の確立、DDRの各分野における支援可能性を調査し、プロジェクト形成を行う。

### II. 主たる目的

- (1) ネパール和平プロセス進捗の確認
- (2) 対ネパール平和構築支援（骨子）に基づく協力計画作成
  - ① 制憲議会選挙支援の具体化

- ② 制憲議会選挙以外の分野における支援可能性調査
- (3) (2) を踏まえた各ドナー、ネパール政府との協議・調整
- (4) JICA 事業要員派遣に係る安全対策方針確認
- (5) JICA 国別事業実施計画改編・プログラム強化、ODATF 協議

### III. 調査日程 (案)

別紙②のとおり。

### IV. 団員構成

別紙①のとおり。

### V. 対処方針

#### 1. ネパール和平プロセス進捗の確認

ネパール政府とマオイストは、2006年11月21日に包括的和平合意 (Comprehensive Peace Agreement : CPA) を締結、また11月28日には武器及び兵士の管理モニタリングに係る合意 (Agreement on Monitoring of the Management of Arms and Armies) を締結した。現在までに発表されている和平プロセスの今後のスケジュールは次のとおりである。

暫定憲法発布 (2007年1月15日)

暫定政権発足 (当初予定2006年12月1日)

制憲議会選挙 (2007年6月中旬)

新憲法制定 (2008年4～5月)

総選挙 (2009年1月)

12月16日、当初11月26日に予定されていた暫定憲法の内容に両者が合意したものの、武器管理開始後とされた公布には至らず、暫定政権の成立には時間を要した。調査団派遣時においては、今後のプロセスの遅延可能性を確認するとともに、選挙時、選挙後の和平プロセスにおける政治リスクに関する情報を収集する。

#### 2. 対ネパール平和構築支援 (骨子) に基づく協力計画作成

##### (1) 制憲議会選挙支援の具体化

###### 1) 制憲議会選挙支援

2007年6月中旬に予定されている憲法制定議会選挙支援のため、以下の協力具体化を図る。

###### ① 選挙支援のための人材派遣

ネパールにおいては1990年の民主化以来過去3回の選挙が実施されており、選挙制度及び実施体制はある程度確立されている。しかしながら、今回制憲議会選挙は比例代表と地域代表の並立に向けた実施体制強化や、有権者教育の充実などが必要とされ、今次選挙においては国連チームを中心とした国際社会の支援が計画されている。JICAは、同支援枠組みにおいて国連と連携し、ネパール選挙委員会への技術支援を実施するため人材派遣を実施する予定。2006年12月14～24日には本邦から

調査団員1名を現地に派遣し、状況の確認及び関係者との調整を行った。

現地調査の結果を踏まえ、JICAからの人材を、国連の選挙支援チームIEAT (International Electoral Assistance Team) の一員である西部地域<sup>1</sup>担当のRegional Voter Education Adviserとして派遣することで調整中。上記により、西部地域及び有権者教育に重点を置いた、選挙実施支援を行っていく方針とする。

今次調査においては、派遣に係る諸条件の最終的な調整を行うとともに、有権者教育支援の内容を具体化し、実施スケジュールを作成する。

#### ② ノンプロ無償による投票箱等の供与

国連のニーズアセスメントによれば、今回選挙には6万個の投票箱が必要とされている。現地大使館及び外務省は、投票箱及びその他選挙に必要な資機材供与を、ノンプロ無償により実施する作業を進めている。今次調査団においては、進捗を確認するとともに、本協力実施を対外的にアピールする。

#### ③ 選挙管理委員会への機材一部供与

過去にガバナンス分野の集団研修に参加した帰国研修員<sup>2</sup>が、選挙管理委員会において研修で得た知見を生かす環境を整えると同時に、有権者登録・有権者教育に活用することを目的とし、JICAフォローアップスキームを活用し、コンピューターやプリンターなど、選挙実施に必要な機材の一部を供与済みである。供与済み小規模機材が活用される環境を確認する。

#### ④ 選挙管理委員会の本邦研修

JICA国別研修(個別)枠を活用し、2007年1月27日から2月8日までの予定で、選挙管理委員会及び財務省のスタッフ計5名を対象とした、ネパール「選挙行政制度及び民主化」の本邦研修を実施する準備を進めている。本邦研修時には、日本における選挙視察を通じての知見を6月の選挙に生かしてもらうため、愛知県で実施される地方選の視察を組み入れる予定である。今次調査団においては、本研修実施が円滑に行われるよう、関係者との調整を図ると同時に、出発前のネパール内における広報支援を実施する。

#### ⑤ 選挙監視セミナー、研修事業

公正で自由な選挙を確保するため、途上国の選挙実施においては、各国政府が派遣する選挙監視団に加え、国際NGO、ローカルNGO、市民団体による選挙監視活動が行われることが一般的であり、選挙管理委員会は12月13日のドナー会合でこれらによる監視活動を受け入れる(調整は行われる)旨表明している。既に英国国際開発省(DfID)、米国国際開発庁(USAID)などがNGOを通じて市民団体による選挙監視支援を計画しているが、これらドナーやNGOと連携したうえで、公正で自由な選挙を監視するうえで必要な知識やスキルを提供するためのセミナーや研修を実施し支援する可能性を検討する。

また、監視活動への本邦NGOの参加勧奨を目的とし、これら情報の提供等を検討する。

<sup>1</sup> Western Region (西部開発地域) に含まれる16郡。ポカラがベースとなる。

<sup>2</sup> 2003年度集団研修「Local Government Policy and Programme」に参加した研修員 Mr. Sabin Raj Dhakal が選挙管理委員会シンズバルチョーク郡郡委員会に勤務。



## 2) 有権者教育支援

### ① 国営ラジオ・ネパール及び公正な報道のためのメディア支援

公正な選挙実施のためには、公正なメディア報道及びメディアによる情報発信が不可欠である。山間部において人口の大半がテレビへのアクセスをもたない有権者を多くもつネパールにおいて、ラジオは有権者教育の重要なツールである。ネパール唯一の国営ラジオ、ラジオ・ネパールに対し、我が国は、「中波ラジオ放送網拡充計画」(無償資金協力)の実施を通じてその放送網の整備を支援し、また人材育成のための研修を行った実績がある。これら支援のフォローアップとして、選挙報道を行うための環境整備のための小規模資機材供与、セミナー開催等を通じ、ネパール関係者の能力向上により、より公正な選挙が実現できるよう、支援を行う計画である。今次調査団においては、セミナーで取り扱うべきトピックや、研修内容検討のため、関係者との協議を行うとともに、必要な情報を収集し、支援事業実施計画を策定する。また、供与予定である小規模機材が活用される環境を確認する。

### ② NGO、市民団体を通じた有権者教育支援

より草の根レベルに浸透する有権者教育支援を行うためには、市民団体やNGOを通じて、地域のリーダーや宗教的統率者、社会的弱者(女性など)を対象とした有権者教育を実施することが有効である。これら支援実施の可能性を検討するため、ネパールにおける市民団体现状や、関連した他ドナーの支援計画などを調査する。

## (2) 制憲議会選挙以外の分野における支援可能性調査

上記(1)の制憲議会選挙分野を除く、次の各分野における日本の協力計画を具体化するため、関係ネパール政府機関、国連、ドナー、国際NGO等と情報交換及び協議を行う。また、必要に応じ、事業対象候補地の訪問などを行う。

なお、以下は協力可能性を検討する分野、案件であり、実際の協力については、予算、人的リソースを勘案し、重点分野を定めたいうえで、具体化していく。

### 1) 紛争により影響を受けた人々への支援

#### ① IDP(国内避難民)増加により悪化した生活環境の改善及び帰還を促す環境整備支援

マオイストによる紛争の結果生じたIDPは、約2万人とも20万人以上<sup>3</sup>とも見積られている。ネパールIDPの問題としては、IDPに対する誤解や偏見、またネパールが包括的なIDP支援政策を有していないことが問題として指摘されている<sup>4</sup>。国連等の支援により、IDP帰還を呼び掛けるメッセージをメディアに流すなどのキャンペーンが開始されているが、首都カトマンズを含む主要地方都市に流入したIDPは、依然として劣悪な生活環境に置かれているケースが多い。したがって、これら都市部における生活基盤インフラ整備を進めることにより生活環境改善を図ると

<sup>3</sup> ネパール内務省は1万8,666人とする一方、国際NGO Caritas Nepalは21万人から27万人と見積もる。

<sup>4</sup> OCHA, UN Thematic Report による。

もに、IDPが帰還しやすい環境づくりの一助として地方部への道路アクセス改善、また、格差是正のための地域振興の取り組みを支援していくことが求められている。

また、国連はネパール政府に対し、IDPのみならず包括的な紛争被害者への保障プログラムの策定を提唱しており、ドナーに対してもIDP支援のガイダンスを示した。ネパール政府は新しいIDPポリシーを策定中である。国連のガイダンス、またネパール政府の新ポリシーの内容を踏まえ、日本として支援に取り組む可能分野を検討する。

### ② 除隊兵士の再統合のための職業訓練支援

11月28日に合意された武器管理のための合意書によれば、マオイストの兵士は国内7か所（及び各所3か所のサテライト）の宿营地（cantonment）に収容され、国連の監視による武器管理がなされることになっている。収容される予定のマオイスト兵士は、2万人前後から3万5,000人<sup>5</sup>といわれ、武装解除後の社会復帰が大きな課題となることが見込まれる。

ドナー協調の枠組みにおいては、再統合（Reintegration）のためのワーキンググループが設立され、国連児童基金（UNICEF）、国際労働機関（ILO）、ドイツ技術協力公社（GTZ）、DFID等が元兵士へのコンサルテーション、雇用創出や職業訓練の支援に関心を示している。JICAは、これまでネパール職業訓練を所管するCTEVT（Council for Technical Education and Vocational Training）や、その傘下の職業訓練校に、青年海外協力隊やシニアボランティアの派遣を行ってきた。また、村落振興や農業生産性向上や収入向上のための技術協力プロジェクトを実施してきた。これらの知見と経験を生かし、当該分野で支援を実施していく可能性を検討する。

具体的には、既存の協力を強化する形で、ボランティア派遣の強化とTOT（Training of Trainers）方式による職業訓練への支援や、現在実施中の技術協力プロジェクト「農業研修普及計画」とTOTの組み合わせによる元兵士への農業訓練の実施の必要性及び可能性につき情報を収集する<sup>6</sup>。その際、コミュニティと除隊兵士の軋轢、不公平感を緩和するアプローチとして、和解委員会等のあり方を含む再統合プロセスとの整合性を図りつつ、コミュニティ開発事業を組み合わせるアプローチに配慮する。また事業の実施については、NGOへの委託による支援の妥当性及び可能性もあわせて検討する。

### ③ 除隊子ども兵士のための教育機会支援

マオイストの多くには児童兵士が含まれるといわれている。また、既に18歳以上の兵士のなかにも教育機会を奪われた者は多い。これらの子どもたちが正規教育に復帰するため、又は、既に就学年齢を超えた青少年に対する代替教育として、ノンフォーマル教育機会の提供が必要となってくる。

JICAは、現在技術協力プロジェクト「コミュニティ主体型ノンフォーマル教育プロジェクト」を実施しており、このノウハウを生かした追加支援の可能性につき検

<sup>5</sup> マオイストの公称は3万5,000人であるが、実際には2万人程度と見る向きが多い。

<sup>6</sup> マオイスト宿营地への人の派遣は安全対策の観点より実施し難い。TOT方式によることにより、このリスクを避けた形で支援が可能。

討する。また、ノンフォーマル教育については、従来経験の多いNGOが多数存在するため、これらNGOへの委託事業による支援実施の妥当性及び可能性についても検討する。

#### ④ CAAFAG : Children Associated with Armed Force and Armed Groups (軍隊・武装勢力とかかわりのある児童)<sup>7</sup>の保護

11月28日に合意された武器管理のための合意書によれば、18歳以下のマオイストの兵士は宿营地(cantonment)に収容されることなく、家に帰還させることとされている。この方式は、児童兵士の存在を隠蔽しようとするマオイストの意図等により、元兵士である子どもたちが適切な保護とサービスの提供を受ける機会を奪う結果となりかねないとの指摘がなされている。また、親元や家を長く離れた青少年にとって、地域に戻ることが本人の意思と合致しない可能性も高く、都市部に向かう青少年の非行や、ストリートチルドレン化などが懸念される。加えて、紛争により親を失った子どもたちも多く、これら子どもたちの保護も緊急の課題である。

こうした懸念に対し、子どもの問題に取り組む国際機関や国際NGO<sup>8</sup>の間では、緩やかなネットワークが形成され、支援の検討を行う動きがある。これに対し、例えば「人間の安全保障基金」などの活用や関係機関への拠出を通じた、日本政府による支援の妥当性及び可能性を検討する。

#### 2) 法整備支援・治安セクター改革(SSR)

財政的及び技術的側面からの支援の妥当性及び可能性を踏まえ、具体案を検討するために追加情報を収集する。

#### 3) 真実・和解委員会への支援

同委員会は包括和平合意において設立が合意され、現在、和平事務局が同委員会のTORを作成する等の準備を進めている。同委員会の設立には時間を要するが<sup>9</sup>、情報を収集し、今後各郡において開催される公聴会への支援、啓発のための出版物発行、スタッフ育成、報告書の出版等について、日本政府による支援の可能性について検討する<sup>10</sup>。

#### 4) 紛争予防のための地方格差是正支援

ネパールにおける紛争の構造的要因として、地方格差が大きな問題であることが指摘されている。ネパールが今後安定した和平プロセスを歩み、貧困削減戦略ペーパー(PRSP)に基づく貧困削減に取り組みつつ開発を実現していくには、地方格差解消を図っていくことが重要である。

格差是正のための地域振興の取り組みとして、例えば極西部のカルナリ地域など、

<sup>7</sup> 子ども兵士のみならず、メッセンジャー、スパイ、ポーターも含めた子どもたちを表す用語。

<sup>8</sup> UNICEFや、Save the Children アライアンスなど。

<sup>9</sup> 2006年12月13日の和平支援作業グループの議論では、新憲法制定後(2008年4月)になる可能性が高い。

<sup>10</sup> 東ティモールにおいて同様の委員会に対して草の根無償による支援が実施された。内容は事務所改修、調査、出版物発行等であった。

特にネパール国内における最貧地域とされている地方を中心に、小規模インフラ整備や農業収入向上など、コミュニティのニーズを中心に据えた住民参加型開発プロジェクトを実施することにより、中央と地方の開発格差是正を図り、紛争予防、国内安定に寄与することをめざす案件実施の可能性を検討する<sup>11</sup>。

具体的には、平成19年度予算要求において、紛争予防のための「ネパール復興とキャパシティ・ビルディング」事業実施が政策増として承認<sup>12</sup>されたことを踏まえ、次年度要望調査に向け、技術協力プロジェクト及び開発調査の案件形成を行う。

また、過去紛争においては地方における開発を担う行政機関〔村落開発委員会（VDC）事務所等〕の多くが破壊された。地方行政の機能回復に向けたこれら施設の復旧を、各種見返り資金で対応すること等を検討する。

### 3. 各ドナー、ネパール政府との協議・調整

上記2. (1)を踏まえ、今回調査団派遣までに実施が決定又は決定が見込まれる協力案件につき、先方政府及び国連事務総長個人代表ミッションを中心とした主要ドナーと必要な協議、調整を行う。また、既に協力が決定している案件については、プレスカンファレンスの実施等を通じ、対外的なアピールを図る。

### 4. JICA 事業要員派遣に係る安全対策方針確認

1996年のいわゆる「人民戦争」開始以来の紛争影響により、ネパールにおけるJICA事業は、安全管理の観点から地方展開の縮小を余儀なくされてきた。2006年度に入り、「JICAネパール安全管理基本方針」を定め、紛争のリスク分析を行うと同時に、サイト選定や、活動上の留意点を取りまとめている。本方針は5月の停戦以前の状態を想定したうえで作成されており、今般の政情変化に応じて、また、復興支援をめざした地方開発案件などの実施に向け、改訂をする必要がある。

JICAネパール事務所では今後の政情変化可能性と事業実施上の安全リスクを分析したうえで、今後の安全管理方針の見直し案を取りまとめた（1/13現在作成済みのうえ、調整中）。安全確認調査団員は、本案を踏まえ、国連等と安全見通しに係る意見・情報交換を行うと同時に、今後事業実施が見込まれるサイトの視察を行い、見直し方針の確認とその可否検討を行う。

### 5. JICA 国別事業実施計画改編・プログラム強化、ODATF 協議

現在のJICA国別事業実施計画最新版（2005年度版）は、2003年度作成版をベースとしている。平成17年度改訂に向けた作業が開始されるも、流動的なネパール政情を受け、改訂を保留とした経緯がある。昨今の和平進捗を踏まえ、復興支援と紛争予防を主眼に置き、計画を再構成するとともに、限られたリソースの有効活用という観点から、「選択と集中」を図り、プログラムの改編を行う必要がある。

<sup>11</sup> なお、同種の事業は、平成19年度予算要求項目に含まれている。

<sup>12</sup> JICA予算平成19年度予算要求において、「ネパール復興支援とキャパシティ・ビルディング」0.6億円が政策増として承認された。要求内容は住民参加型地方開発技プロと、インフラ復旧の開調（いずれも仮案）である。

かかる状況を踏まえ、JICA ネパール事務所からは JICA 国別事業実施計画改訂のためのディスカッションペーパーが準備された（9月1日）。現在、JICA ネパール事務所においては、同ディスカッションペーパーを踏まえたプログラムの改編の検討がなされているところであるが、今回プロジェクト形成調査の結果をも、プログラム改編及び計画改訂に反映させていく必要がある。加えて、各プログラムにおいて平和構築・紛争予防の視点が生かされることが重要であり、先に派遣した小泉企画調査員が策定した「ネパール紛争下のプロジェクト実施・策定ガイドライン “社会的包摂と危機管理”」<sup>13</sup> に示された視点が、事業実施に生かされるよう、各プログラムを見直していく必要がある。

また、2007年3月には先方政府主催によるネパール開発フォーラム（NDF）開催が予定されており、2007年で終了する第10次5か年計画に代わる、暫定3か年計画が提示され、ドナーへの支援が求められる予定である。暫定3か年計画は、「Rehabilitation and Reconstruction」ほかに重点を置くものであるとされるが、11月30日に国家計画委員会（NPC）が主催したドナー会議では、スケジュールが説明されるとともに、各ドナーに対し、計画づくりへの支援が求められた。

今後の支援方針検討にあたっては、暫定3か年策定の動向を踏まえつつ、今次プロジェクト形成調査団の結果を踏まえて、次期要望調査（平成20～21年度要望調査）に向けた案件形成を行っていく必要がある。

また、JICAにおいては、その国別事業実施計画見直しに係る方向性とプログラム改編方針を確認するため、意見交換と打合せを行う。また、2006年度ポジションペーパーの改訂・作成が予定されているセクターについて、その進捗状況を確認するとともに、国別事業実施計画改訂に向けた打合せを行う<sup>14</sup>。

## VI. 別紙（①、②については、本報告書からは省略）

- ① 団員リスト
- ② 現地日程（案）
- ③ 対処方針に基づく調査項目一覧

<sup>13</sup> 平成17～18年度に派遣された平和構築企画調査員作成のガイドライン。PNAに基づく。2006年7月作成。

<sup>14</sup> ポジションペーパー作成・見直し実施中のセクターは教育、農業＋自然資源管理（NRM）、上水道。

ネパール平和構築プロジェクト形成調査対処方針 調査項目

注意：1) 面談先は「仮」の想定先であり、実際と異なるケースもあり。

分野	面談先	担当団員	現状、課題	調査項目
<b>1. ネパール平和プロセス進捗の確認</b>				
	政策協議	花澤	1/15暫定憲法承認予定。今後の政治プロセスについて政策協議の対話のなかで、確認する。	
<b>2. 対ネパール平和構築支援（骨子）に基づく協力計画作成</b>				
<b>(1) 制憲議会選挙支援の具体化</b>				
1) 制憲議会選挙支援				
①選挙支援のための人材派遣	選挙管理委員会 UN	鳴海 鳴海	UN選挙支援チームIEATの一員として、鳴海Jr. 専門員を派遣することとUN側と調整中。JICAと運営でMOUを締結する予定。派遣は西部地域担当のRegional Voter Education Advisorとし、西部地域と有権者教育を中心にJICAの協力を構成していく。	MOUの文面確認（特に安全管理との関連において）と派遣に係る最終調整。 橋本専門員と連携し、JICAによる支援計画を策定。 執務環境整備。（現在のところボカラのOHCHR事務所をRegional Officeにすると予定との説明あり）
②ノンプロ無償による投票箱の供与	選挙管理委員会 UN	江崎 江崎	日本政府はノンプロ無償により6万個の投票箱供与を予定。その他の資機材供与についても作業を開始した。	進捗の確認 本協力アピールへの協力
③選挙管理委員会への機材一部供与	選挙管理委員会	鳴海	JICAフオロアッパー協カスキームにより、選挙管理委員会で使用する機材を供与する計画。既にPCとプロジェクターは供与済み。LAN引き込みとサーバーについて手続き中。また、JICAが所有する車両の提供を調整中。	PC関係活用環境の確認。 車両の供与先と活用環境の確認。
④本邦研修	選挙管理委員会	橋本	1/27-2/7で既に調整済み。委託先はNP0に本総合政治研究所。	調査事項は特にないが、研修員と面会する機会があれば帰国後の支援連携も含めて意見交換を実施。
⑤選挙監視セミナー、研修事業	選挙管理委員会 UN IFES NDI バイドナーUSAIDやDfid	橋本、鳴海 橋本、鳴海 橋本、鳴海 橋本、鳴海	Free & Fair選挙監視のための市民による監視活動については、既にDfidやUSAIDが現地NGOを通じての支援を計画している。これらと連携し、日本として協力する可能性を検討する。セミナーの合同開催や、下記2) ②で作成した教材の共同利用など、連携して進められる可能性はある。また、日本NGOへの参加勧誘を促すことも必要。	監視セミナー、研修計画の規模、内容確認。 関係ドナー、NGOとの連携可能性協議。 日本のNGO等への広報、呼びかけ可能性の検討。
2) 有権者教育支援				
	Radio Nepal 選挙管理委員会 DANIDA USAID	橋本、鳴海 橋本、鳴海 橋本、鳴海 橋本、鳴海	JICAフオロアッパースキームを活用した支援予算を確保済み。これらを活用した支援内容を具体化し、実施時期と内容を固めたPO (Plan of operation) の形にまとめる必要がある。日本国内では放送局関係者への協力も打診中。	選挙管理委員会が予定しているメディア広報計画の確認。 ドナー支援計画の確認。 ラジオ・ネパールの選挙に係る放送計画の確認。 選挙公報放送番組制作に係る技術支援分野の特定。 上記を踏まえ、具体的支援計画を取りまとめる。

分野	面談先	担当団員	現状、課題	調査項目
②NGO、市民団体を通じた有権者教育支援	Nepal International Electoral Forum (NIEFO) NDI NGO Federation カトマンズ、ポカラの大学	橋本、嶋海 橋本、嶋海 橋本、嶋海 橋本、嶋海	上に同じ。NIEFOは有権者意識調査も実施しており、有権者教育支援のプロポーザルを持ち込んでいる。同NGO若しくは他のNGOと連携した支援可能性を検討する。また、日本側リソースとマッチングしたうえで、大学との連携によるオンラインリーダーへの啓発が有効である。	NIEFO提出のプロポーザル内容やネパール状況につき意見・情報交換を実施。支援可能性を検討。 有権者教育パンフレット等作成の方法を検討。 大学との連携可能性について、検討。 具体的なスケジュールを固める。
<b>(2) 前臺議会議選挙以外の分野における支援可能性調査</b>				
1) 紛争により影響を受けた人々への支援				
① IDP (国内避難民) により悪化した生活環境の改善と帰還を促す環境整備	OCHA UNOHCHR NGO (INSEC) ネパール政府 (内務省) 公共事業計画省 現場視察 (市内のIDP関係)	江崎、平野 江崎、平野、亀井	ネパール政府は国連の助言により、包括的な紛争被害者への保護プログラム策定を進めており、UNは同分野における各ドナー支援へのガイダンスを1/10に配布している。本ガイダンスを踏まえ、インフラ整備や地方開発への支援を検討する。なお、後者は4)とも関連。	ネパールプログラム情報の収集。 各ドナー支援コミットメント状況の確認。 IDP現状調査 (現場視察)。
② 除隊兵士の再統合のための職業訓練支援	ILO CTEVT MOES (教育スポーツ省) UNDP	亀井 亀井 亀井	Reintegrationの和平支援ワーキンググループがドナーによって設立済み。ILOがニーズ調査を開始。GIZが民間活用への雇用創出支援のための計画を策定中。各国支援興味分野のマッピングを始めている。全体はUNDPが主導。	ILO調査に係る情報を収集。 ネパール政府の対応計画を確認。 他ドナーを含めたコミットメント状況とその内容の確認。 JICAボランティア派遣強化や既存技プロとの連携による具体的な支援策検討。
③ 除隊児童兵士のための教育機会支援	MOES (教育スポーツ省) NFEC JICA事務所 (プロジェクト)	亀井	JICAが実施している教育技プロCASPに関連づけ、NGOへの委託や、既存のプロジェクト拡大による支援を検討する。*下記④と関係が深いため、あわせて検討。	ネパール政府の対応計画につき情報を収集。 連携可能性NGO情報の収集。 CASP活動とプロジェクト枠組みにおける可能性の検討。
④ CAFAFAGの保護支援	UNICEF NGO等	平野、亀井 平野	同分野で支援を計画しているUNICEF、セーブ・ザ・チルドレン、IRC (国際赤十字) による合同プロポーザルが1/10に開催されたCAFAFAG支援のためのドナー調整会議で提示された。この枠組みにおける日本のマルチバイ支援、JICAによる支援を検討。*上記③と関連が深いためあわせて検討。	UNICEFや他の可能性団体の計画内容詳細につき確認。 他のドナーからのコミットメント取り付け状況を確認。 JICAの既存案件との組み合わせ可能性の検討。
2) 法整備支援、SSR				
	UNDP (法整備, SSR) SDC (SSR) OHCHR	橋本 橋本 橋本	Transitional Justiceの和平支援ワーキンググループがドナーによって設立されている。12/13にはドナー一合が開催され、ICTJがOHCHRやUNミッションと連携し政策支援を検討していることが報告された。ネパール軍、マオイスト軍のリストラを含めたSSRの計画は白紙であり、検討はSSRは本格的な武装解除が終了する選挙後とする見方が大勢。	ITCJによる支援策検討状況とその内容の確認。 SSR計画開始後の警察訓練の可能性を検討する情報を収集。

分野	面談先	担当団員	現状、課題	調査項目
3) 真実・和解委員会への支援	和平方務局A UNOCHCR ED/USAID	橋本 橋本	同委員会は包括和平合意において設立が合意され、現在、和平方務局が同委員会のTORを作成する等の準備を進めていく。同委員会の設立には時間を要するが、情報を収集し、支援の可能性について検討。	和平方務局に進捗状況、モダリティ、計画を確認。 他ドナーの支援見込みについて確認。
4) 紛争予防のための地方格差是正支援	ネパール政府 JICA事務所（プロジェクト） NPC 公共事業計画省 地方開発省 OCHA	亀井 亀井 江崎、亀井 江崎	特にネパール国内における最貧地域とされている地方を中心に、小規模インフラ整備や農業収入向上など、コミュニティのニーズを中心に据えた住民参加型開発プロジェクトを実施することにより、中央と地方の開発格差是正の可能性を検討。また、紛争により破壊された村落開発委員会（VDC）事務所や警察署の建設資金支援による地方行政回復を検討。紛争による行政機関破壊状況についてはUNOCHAが取りまとめ、1/10のB06ミーティングでシェアされた。	暫定3か年計画におけるカルナリ地方開発等の取り扱いの確認。 他ドナー支援動向の確認。 SABHAAモデルを活用した村落開発技術プロ検討のための情報を収集。 公共事業計画省がUNとともに取りまとめたインフラアクセスメント報告書の入手と情報収集。 次年度要望調査に向けた案件仕込みについて事務所と協議。 地方行政施設破壊復旧の妥当性につき検討する情報を更に収集。
3.各ドナー、ネパール政府との協議調整、広報	協議 広報	花澤、田中 花澤		政策協議結果の取りまとめ。 プレスカンファレンスの実施。
4. JICA事業要員派遣に係る安全対策方針確認	JICA事務所 EOJ UN 他ドナー サイト視察	内藤 内藤 内藤 内藤 内藤	和平後の政情変化を踏まえ、段階的な安全管理方針見直しを予定。JICAネパール事務所が作成した見直し案をベースに、その妥当性及び可否を検討する。	紛争後のリスク分析。 EOJ、UN、他ドナーの安全基準と見直し状況確認。 鳴海Jr. 専門員の派遣形態確認。 協力隊員の派遣予定地環境確認。 一般犯罪の傾向把握。
5. JICA国別事業実施計画改編、プログラム強化、ODATF協議	ODATF協議 JICA国別事業実施計画改編 プログラム強化	平野、亀井 亀井 亀井	先に作成されたディスプレイセッションペーパーを踏まえ、改編の方向性を議論。 特に農業・NRM、インフラ、保健 上記に関連し、国課題費の活用につき議論。	



## 5. ネパール治安状況に関する調査報告

平成19年2月15日

総務部在外・安全対策グループ安全対策チーム

調査期間：2007年1月23日～30日

出張者：総務部在外・安全対策グループ安全対策チーム 内藤徹

訪問先：カトマンズ、ガジュリ、ダマウリ、ポカラ

### 1. ネパール全般の治安情勢

2006年11月の和平協定、12月の武器管理協定の締結、2007年1月の暫定憲法の承認と、これまでのところ着実に和平のプロセスが進められている。今後2月ごろ、武器引き渡しの確認が行われた時点で暫定政府の成立が予定されており、さらに2007年6月には制憲議会選挙の実施が予定されている。安全対策クラークのプラトキ氏によると、武器の引き渡しに関しては、マオイストは古い武器のみを引き渡し、新しい武器は隠しており、戦闘員に関しても、最近リクルートした若い人材をマオイストの戦闘員として、本当の戦闘員は隠している模様で、国連のモニタリンググループがオペレーションに苦慮している、とのことである。

治安コントロールに関しては、和平前に引き上げた地方の警察ポストへの人員の再配置が現在進められており、体制が改善する見通しである。

マオイストの活動に関しては、政府との交戦や爆破事件は行われなくなり、国土の全般的な治安は大幅に改善されたが、マオイストの一般市民に対する不法な税徴収等の活動は引き続き行われている。

6月に予定されている制憲議会選挙に向けて、各政党、王室派、国軍、マオイストそれぞれがいかなる対応をとるかが不確定であり、選挙後の情勢が落ち着くまでは、政治的な安定は期待できず、潜在的に治安が悪化する要因を多く抱えたままであるといえる。これから、政党関係者が地方に戻り政治的な動きを活発化させていくことから、各地で治安が不安定になることが予想される。

なお、都市部ではこれまでマオイストを夜間監視していた警察が監視をやめた影響もあり、一般犯罪は増加傾向である。ネパールの警察の防犯能力、執行能力は弱い旨、大使館の警備対策官より指摘があった。

また、多くの関係者から、地震のリスクにつき指摘があった。大地震のこれまでの周期から、そろそろカトマンズで大地震が起こる可能性があるとの噂もあり、ドナーも含め、広く地震のリスクが認識されている。

### 2. 南部平野部の最近の治安動向

最近では、これまで治安が良好な場所と考えられていたタライ（南部平野部）の東部及び中部地域で、マオイストの分派であるタライ人民解放戦線（JTMM）による爆弾攻撃や、政治団体であるタライ住民権利フォーラム（MJF）による抗議行動による警察との衝突事件が激化している。これに対応して、政府側も26日には南部の主要都市であるビルガンジ、ピラトナガル、ジャナカプール、ラハンで外出禁止令を発令する等、厳しい状況になっている。これらの反政府活動の目

的は、南部の住民の権利が十分認められていないことに対する抵抗活動であるが、裏には和平路線に反対する王室派の動きや、インドのヒンドゥー至上主義勢力があるのではないかと、との見方もある。ネパールは多民族で、またカースト制度が残っており、様々な権利を主張するための活動が既に行われているが、今後新たなグループによる活動が更に活発化する可能性もあるといわれている。

タライ（南部平野部）の東部及び中部地域に関しては、協力隊員が1名イタハリにて活動中であり、また今後案件実施を予定している草の根技術協力事業のチャイルド・ファンド・ジャパンの案件はマホタリ郡を対象郡の1つとしていることから、今後の実施にあたっては十分留意が必要である。

なお、他機関の対応としては、ドイツのボランティア事業を実施するDEDはシラハ、サプタリ、ウダイプルの3郡に計3名のボランティアを派遣しており、訪問当時、首都への引き上げオペレーションを実施中であった（移動が困難で退避が進められない状況であった）。また、国連は、シラハ郡において車両が暴徒に攻撃される事件が発生しており、パルサ郡からモラン郡までの10郡で関係者の移動を控えている状況であった。なお国連担当者によると、今回の騒動は基本的に平野部の人や山間部の人をねらって起こす行動であり、外国人スタッフよりネパール人のリスクの方が高いと考えているとのこと。

### 3. 大使館、国連の渡航措置

日本大使館は現状のネパールの渡航措置に関して、暫定政府が成立する2月以降に、現状の治安状況を踏まえ、渡航措置の見直しを行うことを予定している。

草の根無償に関して、現在大使館が案件選定を行う際は特に地域制限はないとのこと。ただし、アクセスが悪く、モニタリングが困難なところはやらないし、中西部も案件がないので実施の見込みはない。

国連のフェーズに関しては、フェーズⅢの範囲が広く、特に東部及び北西部においては、外務省渡航措置とも大きく隔たりがあり、また実際の治安情勢に比べフェーズが高いと思われる。これにつき国連治安担当者に確認したところ、個人的見解としては日本の外務省の渡航措置での危険度が低い東部及び北西部地域について、フェーズⅢは高すぎると当人も考えているとのこと。ただし、国連としては世界食糧計画（WFP）の活動でトラブルがあった等の事例もあり、引き下げは組織決定には至っていない。一方、現状の東部タライの状況についてはセンシティブになっており、東部タライのフェーズが低い郡につき、今後フェーズⅢに引き上げる可能性はある、とのこと。

### 4. 他のドナーからのヒアリング

SDC（スイス開発協力機構）は、安全に関しては個別の案件ごとにローカルの情報を基に判断しており、国連のフェーズⅢの場所でも活動している。和平協定後も案件実施に関するプロセスは変えていない。現場では、CDO（地方開発長官）とも、マオイストとも話をする。

案件実施地域は、ドラカ、ラメチャップ、シンズリ、郡の中部や、シンズパラチョーク、オカルドウンガ、カブレ郡で行っている。また、北西部のバジャー、バイタディでアジア開発銀行（ADB）とともに、道路案件を実施するとのこと。BOG（Basic Operation Guideline）の今後について、BOGは安全だけでなく開発の活動の中立性を守るためのものであり、今後は選挙に向け

て政治的な圧力（雇用、案件実施地域等）等に対しても有効な行動規範となり、より地方で開発関係者が活動し、BOGの考え方が広がることが期待される。BOG自体は、将来的に開発関係者の行動規範（Code of Conduct）に変わるかもしれない、とのこと。

DED（ドイツのボランティア事業実施団体）は、現在地方は、ポカラ（1名）、チトワン（2名）、バートプール（1名）、シラハ、サブタリ、ウダイプル（3名）で活動をしており、新たにバルバ等でも実施するとのこと。シラハ、サブタリ、ウダイプルの3名については、前述のとおり回避オペレーション中であった。通信機器に関しては、カトマンズ盆地以外では、スラヤ又はエイシスを貸与しているとのこと。カトマンズは地震のリスクもあり、住居の耐久性に関するチェックも行っている。

## 5. カトマンズの治安

カトマンズのJICA関係者については、2006年11月に所員宅にて夜間侵入盗被害が発生し、また2007年1月に再度別の所員宅にて夜間侵入盗被害が発生した。他の在留邦人についても、カトマンズの留学生宅において夜間物が盗まれる被害が発生している。

また、カトマンズの国連治安担当官を訪問した際の説明によると、国連スタッフの自宅への侵入事件がここ10日間で3件発生したとのこと。そのうち1件は、5人の武装した男が深夜2時ごろに女性が1人で住む家に侵入し、当人を20分間ナイフで脅し、現金、携帯電話、カメラを盗んだ強盗事件である。今後、人的被害の発生を避けるため、JICA関係者への早急な対策が必要である。一方、他の1件では、警備員が侵入しようとしているところを見つけ、未遂に終わっている。

警察でのヒアリングによると、侵入盗のターゲットは外国人に限らず、ネパール人の富裕層もねらわれている。夜間のみならず、日中に発生しているケースもある。武器は刀が主だが、ピストルが使用されたケースもあるとのこと。ネパール人が強盗に刀を突きつけられた事件もあり、またフィリピンの女性に対して性的暴力をねらった事件もあった。3年前には、バクタプールで侵入盗に被害者が殺されたケースもあるとのこと。はかに、ひったくりも発生している。最近侵入盗が3人捕まったが、同一人物が10件以上の事件を起こしていた模様。

既にJICA関係者宅は「ねらわれ、下見され、研究され」しており、多少侵入が困難でも金品が奪えそうな家であれば「プロが刀やピストルと道具を持って通常夜間に侵入」し「居住者がいる寝室に入りこみ、武器で脅される」という最悪な状況を想定して、早急に安全対策をとることが非常に重要である。

また、UNESCOの事務所が不在時に侵入されて、現金を盗まれたとの話もあり、住居のみならず、事務所に関しても十分な安全対策措置の必要がある。

カトマンズの警察によると、治安管理体制は、2006年11月にカトマンズ・メトロポリタン・ポリス（KMP）が新たに設置され、これまで6,000人の人員を2,000人追加する予定で、既に1,000人は追加された、とのこと。KMPの下にカトマンズ盆地内のカトマンズ、ラリトプール、バクタプールの各区域を所掌するRange Officeが設置されている。

## 6. カトマンズ～ポカラ間の各案件サイトの治安状況

### (1) カトマンズからポカラまで

カトマンズ、ポカラ間のハイウェイの状況は良好であった。移動時は、タライでバンダ（強制的ゼネスト）があった影響もあり、交通量が少なかった。過去に土砂崩れが発生したエリア

もあったが、現状は通行にあたり全く問題ない。

この区間は交通事故が多い模様で、今回通った際も交通事故が発生したあとの車両が残された場面に3か所で遭遇した。ドライバーの選定、スピード出しすぎの注意、シートベルトの徹底（後部座席も含め）、適切なスケジュール設定に十分留意する必要がある。

(2) ガジュリ：ノンフォーマル教育（CASP）案件（技術プロジェクト）

ノンフォーマル教育案件の対象地の1つであるカトマンズ郡のガジュリのハイウェイ沿いのサイトを訪問した。本案件のサイトは、カトマンズ郡内に9か所あるが、ハイウェイから徒歩で3時間以上かかるサイトは、日帰りができなくなる可能性もあることから、現時点では訪問は控えている。治安機関等からのヒアリングはしていないが、マオイストによる脅威の心配は現状ない模様である。ハイウェイ沿いでも、携帯電話が通じないエリアがあり、衛星携帯電話の携行は必須である。

(3) ダマウリ：アッパーセティ電力案件（開発調査）

アッパーセティ電力開発調査案件のダマウリのダムサイトも訪問した。こちらも、マオイストによる脅威の心配は現状なく、治安機関等からのヒアリングはしていないが、現時点では治安上の心配は感じられなかった。

(4) ポカラ・ニルマルポカリ村：コーヒー栽培（草の根技術協力）

ニルマルポカリ村はポカラ市街から車で40分程度で、そのうち20分は悪路で車両での走行は非常に困難である。同区間はバスが1日3本通行している。3年前に付近で軍関係者が殺された事件が発生したが、その後は特段の事件は発生していない。現在は軍、及び警察が村内に常駐し治安管理しており、治安上の問題はないとのこと。（案内をしてくれた村民、及び訪問した小学校校長からのヒアリング）

(5) カスキ郡 District Police でのヒアリング

マオイストの影響は和平協定後に改善されたが、小規模な集金活動や圧力活動は残っている。ドネーションの要求は他の郡よりは少ない。

マオイストの活動により閉鎖されていたカスキ郡内の12か所のポリスポストは、最近再設置が完了し、郡全体の治安維持の仕組みが整った。

外国人に対する犯罪は携帯電話の窃盗等、小規模なものしかなく、夜1人で歩かない等の安全対策をとればよい、とのこと。カトマンズで発生しているような侵入盗被害についても、特に発生しているとの話はなかった。

## 6. 個別協議結果

日 時	2007年1月18日
面 会 者	Mr. Peter Erben, Country Director in Nepal, International Foundation for Election Systems (IFES)
日 本 側	調査団：橋本団員、亀井団員、鳴海団員 JICA ネパール事務所：小林所員、赤松企画調査員
関連分野	選挙支援
主なポイント	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Mr. Erben はネパールのほか、コソボ、アフガニスタン、イラクなど紛争後の選挙支援経験あり。</li> <li>・ ネパールでは2004年からこれまで2年間、米国国際開発庁（USAID）の資金により選挙管理委員会への技術支援を実施。</li> <li>・ 現在より長期的な事業への支援を USAID から得るためのプロポーザルをドラフト中。</li> <li>・ 選挙管理委員会に対しては、長期、また、短期での専門家派遣を実施。日常業務のコーチングも行っている。研修も実施。</li> <li>・ 選挙管理委員会の抱える問題としては、過去10年紛争のため通常行われるべき活動が行われていないこと、また、人事配置の関係で他の省庁に人材が流れてしまうこと、空席ポストが多いこと。</li> <li>・ 今回実施上の大きな課題は、治安の確保。武器管理が終了していないなか、6月実施は、credible な選挙環境を整備するのが難しい。</li> <li>・ また、Peace Trust Fund を整備中だが、実際のドナー支援が実現するまでには時間を要することが見込まれる。選挙法もドラフトされたが、議会を通す必要あり。</li> <li>・ 23日から2週間の予定で、有権者登録が開始されている。</li> <li>・ 制憲議会選挙の意味を有権者に理解させるのは難しい。</li> <li>・ スケジュールは相当厳しい。</li> <li>・ 今回選挙は、Free &amp; Fair よりも Acceptable といったレベルにとどまるであろう。</li> <li>・ 有権者教育についても取り組んでいる。ただし、この分野への IFES 支援は限られている。</li> <li>・ 選挙管理委員会では有権者教育担当者は1名のみ。選管には Civil Society が政治化されているという認識があり、メディアとも一定距離を置いている。</li> <li>・ 有権者教育について、選管がプロポーザル作成中。JICAにもプロポーザルを出している The Nepal Independent Electoral Forum（NIEFO）と連携。</li> <li>・ メディア支援関係では、Asia Foundation が、KOKAS というコンソーシアムを組んで、4つの NGO で連携して取り組んでいる。資金は英国国際開発省（DfID）。</li> <li>・ メディア支援では、メディアは今回選挙へもつべき期待を誤って伝えないということが肝心と考えている。</li> <li>・ 選管は各政党とワークショップ等を通じながら、意思疎通を図り選挙準備を進めている。</li> </ul>	

日 時	2007年1月19日
面 会 者	Mr. Shengjie Li, Director, International Labour Organization (ILO) Office in Nepal
日 本 側	JICA ネパール事務所：小林所員、調査団：亀井団員
関連分野	IDP、Integration（職業訓練）
主なポイント	
<p>・主として、兵士の再統合に関連する、(1) 労働力調査 (National Labor Force Survey)、(2) 労働市場調査 (Rapid Assessment on Labor Market)、(3) 職業訓練セクター調査 (Assessment on Capacity of Vocational Training Centers) について聞いた。</p> <p>(1) 労働力調査 (National Labor Force Survey)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1981以降、国連開発計画 (UNDP) の支援による技術協力 (TA) として5年サイクルで実施しているもの。今回は2006～2007年にあたる。CBS (ネパール統計局) を中心に、関連省庁と連携して実施。</li> <li>・統計のシニアアドバイザーが来ネし、手法について支援。順次研修などを行って行く予定。</li> <li>・調査完了までに必要な資金は UNDP に支援を依頼中。</li> <li>・<u>最終的な報告書は、2008年の9～10月の見込み。したがって、昨今の integration のための支援などに直接生かせるものではない。</u></li> </ul> <p>(2) 労働市場調査 (Rapid Assessment on Labor Market)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マオイスト宿営地が置かれる7郡とその周辺郡 (各2～3郡) を対象に実施。いったん収容されたマオイストのほとんどは、元の郡に帰る意志をもたないことが想定されるため、宿营地周辺で雇用を創出し、それに対応したスキルを提供する必要がある。</li> <li>・中身としては、兵士自身がどのようなスキルをもち、また、今後得たいか、という点にフォーカスする予定。提供できる訓練を提供するのではなく、必要な訓練を提供する必要がある。</li> <li>・資金については、UN 人道支援リスト CAP (Consolidated Appeal Process) に載せたところであり、今後2～3か月はかかる。</li> <li>・カトマンズ大学に一度調査プロポーザルを提出させたが、質が低く、仕切り直し中。</li> <li>・<u>最終的な報告書完成のスケジュールは未定。</u></li> <li>・調査のポイントとして、民間セクターとの連携を重視している。</li> </ul> <p>(3) 職業訓練セクター調査 (Assessment on Capacity of Vocational Training Centers)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界銀行との話し合いで出てきた調査。</li> <li>・職業訓練セクターの Mapping を意図している。すなわち、これまでに確立されているものは何か、ドナーの支援は何だったか、これから何が必要であり、どのようにドナーが支援していくか、というロードマップ作りである。</li> <li>・(1) と (2) の目処がついたあとに取り組む予定。</li> </ul> <p>同氏は直近のアフガニスタンの職業訓練で JICA と連携した経験があり、今後の継続した情報共有や、連携に前向き。上記調査はいずれも結果が出るまでに時間がかかるため、即座に活用できるものではないが、将来的に連携できる可能性はあり。事務所を通じて引き続き情報交換等をしていくこととした。</p>	

日 時	2007年1月19日
面 会 者	Mr. Pratap Kumar Pathak, Joint Secretary, Ministry of Home
日 本 側	日本国大使館：富田一等書記官、JICA ネパール事務所：小林所員、調査団：亀井団員
関連分野	IDP（国内避難民）、SSR（治安セクター改革）
主なポイント	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ MOHは現在、IDP等への包括的な支援のための計画及びPeace Trust Fundのプロドクを作成中（1/16にUNから内密にドラフト入手済み）。基金については、来週中に最終化される見込み。IDPポリシーはその後。</li> <li>・ 計画の柱は① Management of Camps and Integration of Maoist Combatants、② Rehabilitation of IDP、③ Election of Constituent Assembly、④ Strengthening of Law and Order Situation and Police Administration、⑤ Support to the Peace Process。</li> <li>・ このうち、MOHは①、②、④で中心的な役割を担う。</li> <li>・ ネパール政府としては、Peace Trust Fundによりこれら活動を行っていく予定であるが、日本を含む資金支援ができないドナーについても、別途アレンジをする用意があり、支援を期待している。</li> </ul> <p>(IDP 関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IDPについては、選定は国際基準を適用する。また、紛争に限らず、自然災害による避難民も含む。国際基準を踏まえたうえで、具体的なクライテリアを定める。</li> <li>・ (IDP人口について質したところ、) 5,000家族、2万人とみている。ただし、この数字にはマオイスト側の避難民が含まれていないので、今後多少増える（国際NGOがより大きい数字をあげている点を指摘したところ、これらは過大と認識しているとの由）。</li> <li>・ Peace Fundの執行については、各事業を担当する各省庁に配分される予定。</li> <li>・ 関係する支援の窓口はMOF。</li> </ul> <p>(宿营地関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央から郡までの各レベルで、委員会を設立し、調整、モニタリングにあたる。郡レベルではCDO（地方開発長官）がチェア。和平事務局とも連携。</li> <li>・ 現在は登録作業を集中して実施中。15～20日以内に終わる見込み。現在の政治プロセスは、この登録終了後に新政権誕生ということになっている。その後にカントメントのインフラ整備。開始後、1か月以内に終了を見込んでいる。</li> <li>・ 現在、キャンプの中に入れるのはUN関係者のみで、政府の関係者や役人は入れない。</li> <li>・ 最終的な再統合には選挙後1年以上のプロセスがかかると見ている。最終的に収容した兵士をどうするかは、新政権が決定することになる。</li> </ul> <p>(警察関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在警察署の再配置、研修や、通信の強化を実施若しくは計画中。</li> <li>・ 警察署の再配置は既に始まっている。特に紛争の影響が強く事実上警察活動がなかったところでの復活が行われてきた。</li> </ul>	

・警察強化には、資材、機材、建物などが不足しており、日本への支援を期待したい。特に必要なのは、通信、車両、研修、Local Administration である。

(以下、警察研修について特に聞いたところ)

・研修の中身はデザイン中。

・Police Academy 及び Regional Police Training Center で実施。

・最も重要なエリアは、警察官としての態度、地元住民との接し方、軋轢 (conflict) マネージメントと認識している。

・昨年まで警察訓練については DfID が支援してきており、支援の継続を要請した。

・Police Academy を中心とした研修機能強化については、既にインド政府にアプローチしている。カブレにあるセンターを補強し、将来的には南アジア地域協力連合 (SAARC) のための警察訓練機関としたい。

・インド政府は前向き姿勢であり、新政府発足後、新大臣が同国を訪問し、最終化するであろう。

・(インドへのプロポーザルが入手可能か聞いたところ) Police Academy にコンタクトすれば可能のはず。



日 時	2007年1月22日
面 会 者	国連人道問題調整部 (UN OCHA)、国連人権高等弁務官事務所 (UNOHCR)、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) Mr. Paul Handley, Humanitarian Affairs Officer, OCHA Ms. Kaoru Nemoto, Head of Sub-Office, UNHCR, ほか
日 本 側	調査団：江碕団員、平野団員、田中団長、亀井団員、日本国大使館：富田一等書記官 JICA ネパール事務所：赤松企画調査委員
関連分野	全 般
主なポイント	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ OCHA よりネパールの政情、治安、紛争の影響等につき、プレゼンテーション。</li> <li>・ UNHCR よりブータン難民現状につき、プレゼンテーション。</li> </ul> <p>(以下、プレゼンに含まれない内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ UN では昨年度 CAP (Consolidated Appeal Process) により、飢餓・栄養、保健、難民、IDP など緊急支援が必要な活動に対するドナーの支援を求めたが、85%についてファンディングを得ることができた。</li> <li>・ 和平プロセス支援のため、同様のアピールを2～3月に行う予定であるが、ネパール政府は極度の紛争国と見られることに抵抗がある。</li> <li>・ ネパール政府の IDP 政策 (Peace Trust Fund を活用し、1世帯当たり 5,000 ルピーの手当を支給) については、その有効性に疑問がある。IDP のうち最も厳しい状況にある人々は、この手当を申請することすらできない状況である。意味があるとすれば、移動の交通費を払えない人にとってのみ。必要な「保護 protection」には、匿名性が必要。</li> <li>・ IDP 帰還のためには、ローカルレベルで peace council などの組織が設立される必要がある。</li> <li>・ UNHCR としては、物資の (material) 支援よりも、「保護」 (Protection) が重要と考えている。</li> <li>・ UNHCR は、和解と帰還を促すため、ローカルレベルのワークショップを NGO 等 (Norwegian Refugee Committee、INSEC など) と合同で実施。対象はバルディア、サルヤン、ルクム、スルケット、ダイレーク：OHCA 実施の調査結果に基づき選定。なお、このワークショップは protection 及び現実問題の解決のために行うものであり、過去の清算に基づく和解を促す TRC (真実・和解委員会) とは性質が異なる。また、郡レベルでのカウンターパートは CDO。</li> <li>・ IDP の人数については、正確に把握することは困難であり、どの数字も真実ではない。</li> <li>・ セキュリティに関しては、今後タライ (Madesh) が焦点となる。</li> <li>・ 現状政情は回復に向かっているが、Basic Operating Guideline (BOG) 順守の観点でいえば、今後開発援助がより政治的に利用される傾向が強まることを懸念している。どんな NGO も政治的に完全な中立ではない。</li> <li>・ IDP の選挙権について、OHCHR が IDP も投票できるよう、ロビーイングをしている。例えば Mobile registration といった措置が可能であろう。</li> <li>・ IDP の有権者登録については、以前の憲法では登録場所等について記述がされていたが、暫定憲法のなかではその部分が削除されている。</li> </ul>	

日 時	2007年1月22日
面 会 者	財務省 (MOF) Mr. Madav P. Ghimire, Joint Secretary Mr. Lal Shanker Ghimire, Under Secretary
日 本 側	調査団：江碕団員、平野団員、田中団長、亀井団員 日本国大使館：富田一等書記官、嶋田二等書記官、JICA ネパール事務所：吉浦所長
関連分野	全 般
主なポイント	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ MOF としては、重要なタイミングでミッションが来ネしたことに感謝。今後の和平プロセスにはドナーの支援が必須であり、日本の支援を期待する。</li> <li>・ ネパール政府 (GON) は、和平プロセスへの支援と同時に、貧困削減についても重要という認識である。現在国家計画委員会 (NPC) は 緊急ニーズを反映した暫定 3 年計画を策定中であり、4/8-9 の NDF (ネパール開発フォーラム) でドナーに提示予定。3 年計画のテーマは Rehabilitation、Reconstruction である。</li> <li>・ Q：GON は当初、2,500 万米ドルの資金が必要という提示を行ったが、その後コミットされたドナー支援を踏まえての、現状の financial gap は？ A：先の提示額は初期的なアセスメントに基づいていたため、正確な数字を出すには作業が必要であり、次年度予算編成後に明示できる。IDP 支援など、一部の支出については、通常予算とは別途手当てしているが、通常予算に含まれる活動も多い。ニーズには事欠かないが、現状、Peace Trust Fund として、7,500 万米ドル必要と考えている。また制憲議会選挙、IDP など、各イシュー間での優先順位づけは困難。</li> <li>・ Peace Trust Fund (PTF) については、ドナーによる支援をプールし、各省庁からあがってくるプロポーザルに対し、予算をつけるというプロセスを考えている。また、ドナーの要望に沿うよう、イヤーマークも歓迎。なお、Peace Trust Fund の口座は既に開設されている。DFID、デンマーク、ノルウェー、EC が前向き。また、ドナーによっては複数回支払いとなるであろう。</li> <li>・ PTF は緊急のニーズに応えるため、調達手続きは簡素化した方策を準備中。</li> <li>・ NDF で提示する 3 年計画においては、計画実施に必要な予算についても提示予定。ただし、大枠の提示であり、詳細なものではない。</li> <li>・ ノンプロ無償、債務救済無償の残額について、PTF への活用可能性につき、議論。MOF 側としてはより柔軟性の高い債務救済無償について、PTF に活用し、ノンプロ無償については、TIA (トリブバン国際空港) レーダーシステムの更新に活用する方向を確認。PTF に資金活用する場合には、イヤーマークをする必要があるため、活用計画の詳細が決まれば、MOF より在ネパール日本国大使館 (EOJ) に相談する。</li> <li>・ MOF より、ノンプロ無償、債務救済に加えて追加支援の可能性につき、質問があったが、日本側は、まずは既存協力の活用を依頼。また、例年の要望調査対象案件は別途検討されるが、ODA 全体額の削減のなか、プライオリティづけをしていくこととなることを説明</li> </ul>	

日 時	2007年1月22日
面 会 者	公共事業計画省都市開発建築物局 (Dept. of Urban Dev. and Building Construction, Ministry of Physical Planning and Works) Mr. Om D. Rajapadhyaya, Deputy Director General
日 本 側	調査団：亀井団員、JICA ネパール事務所：徳田所員、Rana 所員
関連分野	インフラ復旧
主なポイント	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同局では、現在、ネパール国中の紛争によるインフラの破壊状況のアセスメント調査を実施中。対象は、管理省庁及び部局を問わず、学校、上水、道路、橋梁等、すべてのインフラ。ただし、結果、同局がリハビリ・建て替えを実施するのは、国が所轄する、98の建物のみ。つまり、郡開発委員会 (DDC) や村落開発委員会 (VDC) の建物などは MOLD (地方開発省) が手当てする。同様に他の建築物も、所管の省庁、部局が対応することになる。</li> <li>・アセスメント調査は、1月中に終了予定。結果は、省から NPC に提出される予定。</li> <li>・調査の実施体制は、国内 25 か所の division office が実施。内容は、ダメージ状況及びリカバリーコストの見積りも含む (調査様式を入手)。</li> <li>・リハビリと再建のために、同局が受けた予算は、今年度予算において、当初 2 億 2,600 万ルピーであったのが、1 億 7,000 万ルピーとなる見込み。</li> <li>・アセスメント結果については、JICA 事務所にシェアしてもらうこととした。</li> </ul>	

日 時	2007年1月22日
面 会 者	地方開発省 (Ministry of Local Development) Mr. Surya Prasad Acharya, Under Secretary, Local Body Support Mr. Babu Ram Gautam, Under Secretary, Environment Management Section
日 本 側	調査団：亀井団員、JICA ネパール事務所：小林所員、Lamsal 所員
関連分野	ガバナンス、ほか
主なポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暫定3か年計画案については、素案をNPCに提出済み。内容としては、(1) 地方分権化推進、(2) インフラ復旧、(3) 地方行政強化 (Capacity Building of Local Administration) 及び (4) 社会的包摂 (Social Inclusion) の推進。</li> <li>・ (1) 地方分権化推進：暫定憲法で、地方行政の再編が謳われているため、今後重点的に分権化に取り組んでいく方向。これに伴い、省名も、Ministry of Local Governance となる見込み。DDCの数は将来的に減る方向で再編される。</li> <li>・ (2) インフラ復旧：都市の下水施設や、DDC/VDCの建物建設を予定。アジア開発銀行 (ADB) と合同で、PPTA-Nepal Rural Reconstruction and Rehabilitation を計画 (資金規模、5年間で3,000万ドル。ADB以外にEUなどを含め、GONと3者で出資の計画)。</li> <li>・ (3) 地方行政強化：再編された自治組織を対象に、キャパビルを実施。地方分権化の流れにおいては、資金、機能、人員ともにDDCが中心となるように変えていく。具体的には、既に5つのセクターでパイロットが進んでいるよう、各省の出先がDDCでデスクを並べて動く方向に変えていく。</li> <li>・ (4) 社会的包摂：社会サービスのデリバリーがきちんとなされる仕組みの構築に取り組む。具体的には、ダリットへの奨学金制度整備や、土地なし者の定住、少数民族の文化保護、など。また、各郡において、ダリットや少数民族に対応する、Social Inclusion デスクを設置することを検討している。</li> <li>・ 地方開発の良いモデルとしては、ECがグルミ、アルガカンチを対象として実施した、GARDP (フェーズII) があげられる。DDCを軸として、複数セクターを含む総合的開発を行った。(DDCに技術者がいないなかで、技術支援、指導はどう行ったのか質したところ) 各セクターの専門技術支援は、現地に配属となった、コンサル (国際及びナショナル) が対応したとの由。</li> <li>・ 環境関係においては、CKV (廃棄物管理開調) 及びポカラフェワ湖環境改善技プロが終了するに伴い、今後の支援の継続要望があった。</li> <li>・ 地方行政強化については、ドナーによる研修支援計画あり。</li> <li>・ M&amp;E (モニタリング・評価) のプログラムもあり。</li> <li>・ 暫定3か年計画のアウトラインを掲載した、英文1枚紙入手。</li> </ul>

日 時	2007年1月23日
面 会 者	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (SCJ) ネパール事務所長定松氏
日 本 側	調査団：亀井団員、JICA ネパール事務所：小林所員、澁谷企画調査員
関連分野	CAAFAG (軍隊・武装勢力とかかわりのある児童)
主なポイント	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IDP、DDR (元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰)、CAAFAG に関する NGO 全般の動き：国連児童基金 (UNICEF) の呼びかけで、CAAFAG ワーキンググループ設立。SC アライアンス、Plan、ICG、ICRC、CWIN などが主なメンバー。UNICEF はコーディネーターという立場として開始。ただし、この枠組みには不協和音も出てきているのが実態。</li> <li>・ 当初 UNICEF としては、18 歳以下の兵士の解放後、Transitional center でいったん受け入れ、その後リハビリセンターにおいて社会復帰を図るという計画であったが、CAAFAG の問題を公にして働きかけたことで、逆に児童兵の存在が隠蔽される結果となった。本来非公式な接触による支援が効果的であっただろう。現在は、CAAFAG へのアクセスがない、という状態が問題となっている。また、CAAFAG のみが紛争の犠牲者ではなく、逆の差別を避けるためにも、コミュニティベースの包括的な受け入れが望ましい。</li> <li>・ コミュニティレベルでは、真実和解のプロセス、教育、メンタルケアなどが必要。</li> <li>・ SCJ としては、ダン、スルケットの両郡で、紛争の影響を受けた寡婦とその子どもたちの支援を計画。NGO 支援無償を申請している。同様の取り組みは、SC ノルウェーで試行的にやっている。</li> <li>・ また、パートナー NGO のアスマンとともに、ジャナカプール周辺の、特に IDP が発生しているコミュニティへの支援を実施している。これは、CAP のなかで、SC US が SIDA (スウェーデン) から資金を受けたものを、一部、SCJ で受けて、実施している。</li> <li>・ カトマンズでの子どもの支援は、さほど多くない状況で、必要性はあるだろう。カトマンズ内で子どもに取り組むローカル NGO としては、CWISH という組織がある。Domestic Labor を扱っている。</li> </ul>	

日 時	2007年1月23日
面 会 者	国連開発計画 (UNDP) Mr. Ghulam M. Isacgai, Deputy Resident Representative
日 本 側	調査団：江崎団員、平野団員、田中団長、亀井団員 日本国大使館：富田一等書記官
関連分野	SSR、IDP、DDR
主なポイント	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネパールにおける、UNDPの通常業務につき説明あり。これまで、主として、貧困削減戦略ペーパー (PRSP) に基づく、貧困モニタリング、ガバナンス、環境保全に取り組んできた。ガバナンスでは地方分権化のコンテキストのなかで、現場を重視し、これまでに2,500のCBO (コミュニティ・コントラクト方式) をつくり、3,000のCBOと協働している。</li> <li>・4月以降の政情変化を踏まえ、5月には本部から①緊急支援の検討、②事務所のキャパシティ・アセスメントを目的とし、ミッションが来ネした。結果、②については、事務総長個人代表ミッションをサポートするため、ロジスティック強化と、Peace Building &amp; Recovery Unit の設置をすることとなった。Reintegration (DDR) のアドバイザー、選挙のアドバイザーもリクルートした。</li> <li>・憲法制定支援：憲法制定委員会に対して、アドバイザーを派遣。また、civic education として、特に女性や disadvantage group を対象とした、リソースセンターを大学と共同で設立することを検討中。</li> <li>・選挙支援：TA を実施。当座のニーズに加え、制憲議会選挙以降も、2か年の予定で選管のキャパシティ強化を行う予定。このためのアドバイザーが3月に着任する。このプロジェクトの Scoping Mission を1月に実施した。</li> <li>・DDR/Reintegration：UNMIN (国連ミッション) 発足で本格的に取り組む。既に軍事専門家が来ネ。武器登録にはUNが各国で利用しているソフトウェアを利用。アフガンでDDRを行ったスタッフ約10名 (Register 7名、IT 2名) を1か月の予定でネパールに招き、作業を開始。ネパール人スタッフチーム20名も雇用し、アフガンスタッフが彼らを育成し、引き継ぐ計画。なお、この計画は20万ドルでやっている。</li> <li>・武器登録は2～3か月で終わるだろう。再統合はその後本格化。今回の武器管理はDDRではない。武器管理のみ。現在は第1次登録ということで、とりあえずの武器数と兵士数の把握を行っている。開始後、現在までの登録数は1万1,000人。第1次登録は2月中に終了する。第2次登録では、各人にインタビューを実施し、より細かいプロフィール (もっているスキル、教育レベル、出身地等) を収集し、これをベースに統合のプログラムを検討していくことになる。また、女性や児童兵についてもこの結果により対応をとることになる。UNDPはILOが実施するRapid Labor Market Survey にファンドする予定。</li> <li>・「再統合」はSSRと表裏一体。ネパールのSSRは現時点では白紙。つまり、「再統合」がいつ始まるのかは、分からない。2次登録後に初めて検討となる。</li> <li>・「再統合」について、UNDPとしては、今後新規案件を立ち上げていくよりは、既存の案件 (Livelihood, micro credit, PPEP, Vocational Training) の強化により、支援をしていくことになる。</li> <li>・Peace Trust Fund については、MOF に対して2名の専門家を派遣しサポートする予定。ただし、ドナーは全体的に慎重だろう。最初から多額の資金を入れずに、分割し、執行状況を見つつ、ということになるだろう。</li> <li>・UNDP 側の JPO (Junior Professional Officer) 要望に関し、手順について、確認。</li> </ul>	

日 時	2007年1月23日
面 会 者	国連児童基金（UNICEF） Ms. Gillian Mellsop, Representative Ms. Eriko Onoda, Planning Officer Mr. Bhanu Pathak, Asst. Project Officer Ms. Sumon Tuladhar, Program Officer Ms. Sabine Himbert, 他
日 本 側	調査団：江碕団員、平野団員、田中団長、亀井団員 日本国大使館：富田一等書記官
関連分野	CAAFAG
主なポイント <ul style="list-style-type: none"> <li>・先方より、各分野における支援必要性及び、資金を必要としている事業のプロポーザル概要の説明あり。簡易プロポーザルの提示があった案件は10件。これらプロポーザルはOCHAによるコモンアピールに含まれる予定。</li> <li>・UNICEFとしては、CAAFAGへの対応が第一のプライオリティと考える。CAAFAGのワーキンググループも設置しており、全体的な取り組みを進める予定。</li> <li>・児童兵の保護については、既に7つの宿営地に子どもの保護担当官を派遣。彼らの観察によれば、収容される兵士の20%が18歳以下であると見ている。今後、コミュニティへの帰還や、教育機会提供が課題となってくる。女の子については、Traffickingのリスクもある。</li> <li>・コミュニティでの受入れについては、総合的なアプローチをとる必要がある。</li> <li>・教育機会という点では、alternative schoolingの提供が効果的と考えている。その意味で、ノンフォーマル教育が重要となろう。また、学校をZone of Peaceとするキャンペーンも実施。加えて、life skillのカリキュラムも組み込んでいく必要がある。</li> <li>・最近の懸念としては、子どもを政治活動に活用することによる、子どもの権利侵害である。デモや政治集会に子どもが動員されており、これらをやめるよう、アドボカシーを強化していく予定。</li> <li>・コモンアピールの枠組み、及び「人間の安全保障基金」においてUNICEFが取り組む事業に対して、日本政府として支援する可能性を引き続き検討していくこととした。</li> </ul>	

日 時	2007年1月23日
面 会 者	UNFPA Ms. Junko Sasaki, Representative, Nepal
日 本 側	調査団：江崎団員、平野団員、田中団長、亀井団員 日本国大使館：富田一等書記官
関連分野	宿营地運営、ほか
主なポイント	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ UNFPA は、国連決議 UN SC 1235 に基づき、紛争による女性への影響に対する支援を中心に考えている。UNの枠組みにおいて、SC決議1235に基づくワーキンググループを立ち上げており、UNFPAはそのチェアを担当。このグループは和平プロセスにおける女性の参加確保にも注意を払っている。</li> <li>・ 宿营地周辺のリプロダクティブヘルスに取り組むことを検討中。</li> <li>・ 宿营地に収容される兵士の30～35%が女性とみられており、これら女性に対するケアをどうするかは、今後大きな課題。ILOが実施するアセスメントにジェンダーの観点から助言もしている。</li> <li>・ 「人間の安全保障基金」申請中のコンセプトノート（UNICEF、WHO 合同）、及びOCHAのコモニアピールに含まれるプロポーザル3件を受領。日本政府としての資金支援の可能性を検討することとした。</li> <li>・ 今後、社会的包摂という視点をいかに政策に反映していくかも重要と認識。</li> </ul>	



日 時	2007年1月25日
面 会 者	教育スポーツ省 (MOES) Mr. Arjun Bahadur Bhandari, Joint Secretary Mr. Awashti, Under Secretary
日 本 側	調査団：亀井団員、JICA ネパール事務所：澁谷企画調査員、ラムサル所員
関連分野	CAAFAG、Integration (職業訓練)、IDP
主なポイント	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育セクターローカルドナー会議で暫定3か年計画の大枠の説明あり。</li> <li>・同会議で、ノルウェー大使館担当より、CAAFAG ワーキンググループの議論に係る、MOES の認識について質問あり→MOES としては、ワーキンググループがあることは認知しているが、具体的な協議はもっておらず、具体的な対応については未検討。ただし、ノンフォーマル教育や職業訓練が必要となってくるであろうことは予想でき、今後検討し、ドナー側に相談する旨説明。ノルウェー大使館担当者からは、ドナー側もより協調した枠組みで応えていくべきと考える旨発言あり。</li> <li>・同会議で、世界銀行は、世界銀行として Transitional process に対する支援についてネパール側と協議中であることに言及があった。</li> </ul> <p>以下、その後の個別協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MOES も和平事務局に対して事業計画を提出する予定。</li> <li>・暫定3か年計画のなかで、ニーズに即した職業訓練の拡大や、alternative schooling のひとつとして、open-school を検討している旨説明あり。3か年計画について、特定分野におけるJICAの追加支援を期待している。</li> <li>・教育セクターにおいて、特に紛争による影響が強く、支援が必要な地域として、カルナリ地域、バルディア、バンケなどの西部に言及あり。</li> <li>・大規模な投入を行っている CASP について、良いモデルを構築しつつあるので、MOES としては、今後面的な拡大を期待したい。</li> <li>・IDP と教育へのインパクトについては、CERID がアセスメントを実施している。追ってJICA ネパール事務所にレポートをシェアしてもらうこととした。</li> </ul>	

日 時	2007年1月25日
面 会 者	CTEVT, MOES (職業技術訓練連盟) Mr. Chandra Bhakta Nakrmi, Director ほか
日 本 側	調査団：亀井団員、JICA ネパール事務所：澁谷企画調査員、ラムサル所員
関連分野	DDR、Integration (職業訓練)
主なポイント	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CTEVT 概要説明あり (CTEVT はネパールにおける職業訓練校を監督し、指導する機関)。</li> <li>・ 「再統合」において、職業訓練の必要性が議論されていることについて、認知しているか質したところ、していないとの由。ILO が実施予定の調査についても、認知していなかった。</li> <li>・ 最近においては、ADB がよりニーズに即した職業訓練のパイロット事業支援を実施している。アッチャム、カピルバスツ、パーンチタル、ダヌーサ、フムラを対象とし、NGO と合同で、CTEVT は政府側の窓口。5年間で1万8,000人を研修予定。Mobile Package 型で、郡レベルではTOT方式。将来的には75全郡に拡大していく。</li> <li>・ CTEVT としては、JICA を含むドナー側から働きかけがあれば、「再統合」に必要な支援プログラムを提供する準備はある。</li> </ul>	

日 時	2007年1月19日
面 会 者	Radio Nepal Ram S. Karki, Executive Director Rajendra Sharma, Duputy Executive Director
日 本 側	調査団：橋本団員、鳴海団員、JICA ネパール事務所：赤松企画調査員
関連分野	メディア支援
主なポイント	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ラジオ・ネパールは中波・短波・FM のネットワークが全国に展開されており、有権者教育に有用と考えられる。</li> <li>・ ラジオ・ネパールは純然たる国営放送ではなく、資金の4分の3は商業放送や放映料で賄っている。</li> <li>・ 一般市民だけでなく、選挙報道にかかわるジャーナリストも今次の制憲議会選挙の意義を正しく理解しているとはいえないため、ジャーナリスト向けの研修なども有用ではないか、と考えている。</li> <li>・ ネパールでは17のローカル言語と3つのサンスクリット語が使用されているが、ローカル言語を使ったプログラムの数は限られている。</li> <li>・ 1月17日に選管とラジオ・ネパールを含めたメディア関係者との間で3回目の定期会合が開かれた。</li> </ul>	

日 時	2007年1月19日
面 会 者	UN Electoral Team Fida Nasrullah, Chief Technical Advisor Anne-Sofie Holm, Electoral Advisor / External Project Coordinator
日 本 側	調査団：橋本団員、鳴海団員、JICA ネパール事務所：赤松企画調査員
関連分野	選挙支援
主なポイント	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今次の制憲議会選挙はアフガニスタンやイラクの国連・国際社会による選挙支援に比べ、マンドレートは「advisory」業務、ドナー・コーディネーションに限定されたものとなる。</li> <li>・ 有権者教育についても、支援内容は各ドナーに任せており、国連はアドバイスを与えるのみである。</li> <li>・ NDI (National Democratic Institute) は国内の監視団と政党に対するトレーニングを実施する模様。</li> <li>・ アジア・ファンデーションは有権者登録を呼びかけるプログラムを実施している。</li> <li>・ JICA からの人材派遣については、JICA から提示した覚書 (MoU) で問題ないと考えられるので、あとは関係機関による署名を待つのみである。ポカラの Regional Office の開設は2月の中旬か？</li> </ul>	

日 時	2007年1月19日
面 会 者	Peace Support Working Group: Constitution & Election UNDP, UN Electoral Team, EOJ etc
日 本 側	調査団：橋本団員、鳴海団員、JICA ネパール事務所：赤松企画調査員
関連分野	関連分野 ガバナンス
主なポイント	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ※ UNDP の Constitutional Advisory Unit による暫定憲法の評価分析の発表</li> </ul>	

日 時	2007年1月19日
面 会 者	選挙管理委員会 (Election Commission) Laxman Bhattarai, Joint Secretary Sharad Chandra Paudel, Joint Secretary Narendra Man Shrestha, Joint Secretary
日 本 側	調査団：橋本団員、鳴海団員、JICA ネパール事務所：赤松企画調査員
関連分野	選挙支援
主なポイント	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「有権者教育委員会」によって、1月21日までに暫定的戦略計画を策定する予定である。</li> <li>・ 他のドナーと有権者教育の担当地域の調整などを図るため、JICA の有権者教育の支援内容をレターの形で提出してもらえればありがたい。</li> <li>・ 有権者教育用にプールしてある資金が多少あるので、もしドナーからの支援が全くない場合はこの資金を使って新聞・ラジオなどを使ったプログラムを実施することを考えている (Paudel)。</li> <li>・ EC が有権者教育用に確保している資金には限りもあり、有権者教育プログラムは基本的にドナーに任せたい。EC は内容のチェックと「承認」を与えるのみである (Battarai)。</li> <li>・ IDP の有権者登録については、地方の治安の問題が解消されたと考えられるので IDP には政府の政策に基づき元の住居に帰還し、そこで有権者登録させる方針である。</li> </ul>	

日 時	2007年1月21日
面 会 者	The Nepal Independent Electoral Forum (NIEFO) Naresh Bhatta, President Subhadayak Shah, Vice President Bijay Shrestha, Board Member
日 本 側	調査団：橋本団員、鳴海団員、JICA ネパール事務所：赤松企画調査員
関連分野	選挙支援
主なポイント	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・JICA がパンフレット作成をする際には、NIEFO がデザインなどを担当することは可能である。</li> <li>・東京から英語でベースとなる原稿を受け取った後、2～3週間でパンフレットは完成できる。</li> </ul>	

日 時	2007年1月22日
面 会 者	National Democratic Institute (NDI) Dominic Cardy, Resident Acting Country Director
日 本 側	調査団：橋本団員、鳴海団員、JICA ネパール事務所：赤松企画調査員
関連分野	選挙支援
主なポイント	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネパールでは、以前アフガニスタンで選挙支援を行った際と類似したプログラム内容を考えている。</li> <li>・各投票所で選挙当日に選挙監視を行う NGO 等に対して、監視すべき項目のチェックリストや当日の行動規範から成るブックレットを配布する計画である。内容については選挙法の発布を待たなければならないが、選挙法の完成から3～4週間でブックレットを印刷し、10日から12日間で全国への配布は可能と考えている。6月の選挙のために全国に配布するには5月1日までに完成させる必要があるだろう。</li> <li>・カルナリ地方で地方の声を中央に届かせるための1年プログラムを計画中である。</li> <li>・各政党に対して制憲議会の意味やロビー活動の方法を伝えるプログラムも計画中。</li> <li>・NDI と JICA が作成／配布予定のパンフレットには、一部内容が重複する箇所があるので、作成する際に協力し合うのは歓迎である。</li> </ul>	

日 時	2007年1月22日
面 会 者	The Asia Foundation (AF) Nick Langton, Representative Sagar Prasai, Program Advisor
日 本 側	調査団：橋本団員、鳴海団員、JICA ネパール事務所：赤松企画調査員
関連分野	選挙支援
主なポイント	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・先般ラジオ・ネパールに放映料を支払ったのは、AFとしてはかなり特殊なケースである。</li> <li>・AFはDfIDからの支援によりNGO15団体との協力でCivic Educationのプログラムを実施する予定である。</li> <li>・AFだけでなく他のNGOやドナーもCivic Educationや有権者教育分野でパンフレットを作成する予定であると承知しており、内容の重複を避けるため他団体が作成した完成品の増刷の手助けをするようなことも視野に入れている。</li> <li>・デンマーク国際開発庁（DANIDA）は先住民Indigenous Groupに焦点を当てたプログラムを計画中。</li> </ul>	

日 時	2007年1月23日
面 会 者	UNDP Yash Pal Ghai, Constitutional Advisory Services Unit
日 本 側	調査団：橋本団員、鳴海団員、JICA ネパール事務所：赤松企画調査員
関連分野	選挙支援、ガバナンス
主なポイント	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・暫定憲法策定の支援・選挙に向けての啓発活動を実施している。</li> <li>・制憲議会選挙についての資料を作成予定（2月末）。DfID、スイス開発協力機構（SDC）、DANIDAは女性、ダリット、少数民族のNGO、市民団体に焦点を当て支援を行っており、各ドナーに対して有権者教育についての助言を行っていく。</li> <li>・憲法制定議会の開催前に、様々な準備が必要であり、ネパール側には、委員会の設立を要請していたが、現在のところ設立されていない。</li> <li>・選挙後すぐに、制憲議会が機能するよう、議会の「Rules of procedure」を策定し、暫定政府に提示すべく準備している。</li> <li>・新しい国のあり方のリサーチをしている。</li> <li>・連邦制にするかどうかという議論があり、様々な国の事例を集めている。憲法のなかで、国家と宗教、女性の地位、都道府県制度等、日本の例を紹介してもらうのは有用である。</li> <li>・法の支配・法整備は別担当</li> </ul>	

日 時	2007年1月23日
面 会 者	Office of Personal Representative of the United Nations Secretary General in Nepal (O/PRSG), John Norris
日 本 側	調査団：橋本団員、JICA ネパール事務所：赤松企画調査員
関連分野	SSR
主なポイント	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネパール国軍、警察共に専門的な訓練を受けていない。専門的な訓練に加え、民主化の訓練も必要である。マオイストも同様。</li> <li>・ネパール国軍は、平和維持軍としてレバノン、ボスニア等に派遣されていたこともあり、国際的に認められてきたというプライドもある。</li> <li>・政党は、国際的なプレッシャーから、武器管理の重要性は十分認識しているが、マオイスト、軍との関係上、あまり強引に進められない状況にある。</li> <li>・マオイストは6,000～7,000人の兵士がネパール国軍に統合され、それ以上の兵士が警察に統合されることを望んでいる。マオイストは、カントンメントにおいてマオイスト兵士が、警察や軍の専門的な訓練を受けるかわりに、職業訓練や識字教育を受けることになるのではと懸念しており、カントンメント内での兵士に対しての活動・訓練はまだ計画されていない。</li> <li>・内務省の存在は薄く、行政能力も低い。</li> <li>・警察に関しては、現在の当面の課題は選挙への対応である。指揮系統も整っておらず、困難が予想される。</li> <li>・英国、米国、インドが警察支援に興味を示している。英国は近々警察学校支援を検討中でアドバイザーを送る予定。米国は短期・長期的な支援を検討中のようだが方向性は確定していない模様。インドはラジオ等機材の供与を検討中。</li> <li>・SSR が本格的に議論されるのは選挙が終わってからになるであろう。</li> </ul>	

日 時	2007年1月23日
面 会 者	Peace Appeal Foundation Hannes Siebert, Director - Peace Support
日 本 側	調査団：橋本団員、鳴海団員、JICA ネパール事務所：赤松企画調査員
関連分野	ガバナンス
主なポイント	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Nepal Transition to Peace Project への支援、主に和平事務局への支援を行っている。</li> <li>・ 現在は、他国の真実・和解委員会 (TRC) のケースをリサーチしている。ネパールにおける TRC の TOR を作成している。</li> <li>・ 和平事務局も含め、政党、市民団体に対して、様々なオプションの長所・短所について説明会を行っていく。</li> <li>・ 暫定政府が設立され次第、TRC は設立されるが、本格的活動の開始は、正式政府樹立以降になる。政治的に不安定な時期や、法律が整備されていない環境で公聴会を行うのはかえって危険である。</li> <li>・ 1年間は準備期間となり、TRC 委員を他国に研修に送ることも検討している。</li> <li>・ 地方和平委員会の設立は、政党間でおおむね合意されているが、どのオプションを採用するかは、意見が分かれている。</li> <li>・ 和平事務局は国家平和復興委員会の事務局となり、真実・和解委員会の事務局は別に設立される可能性が大きい。</li> </ul>	

日 時	2007年1月24日
面 会 者	Radio Nepal Ram S. Karki, Executive Director Rajendra Sharma, Duputy Executive Director
日 本 側	調査団：橋本団員、鳴海団員、JICA ネパール事務所：赤松企画調査員
関連分野	メディア支援
主なポイント	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA が制作支援する選挙関連番組についてはこれまでの JICA からラジオ・ネパールへの支援にかんがみ、放映料は支払わなくてもよい。</li> <li>・ ただし、JICA 支援番組がいかにかの制憲議会選挙にとって意味があるか監査人や Board Member への説明が必要なので JICA との間で Memorandum を取り交わしたい。</li> <li>・ 将来的に、ラジオ・ネパールの人材を日本への研修に送ることも検討してほしい。</li> </ul>	

日 時	2007年1月24日
面 会 者	Capacity Development of National Human Rights Commission (NHRC) Mr. Keith D. Leslie, Senior Human Rights Advisor Mr. Tek Tamata, National Project Manage Mr. Dhruba Nepal, Officiating Secretary, National Human Rights Commission
日 本 側	調査団：橋本団員、JICA ネパール事務所：赤松企画調査員
関連分野	選挙支援
主なポイント	
<p>調査団が訪ネしていることを知り、選挙支援、特に有権者教育の分野で話が聞きたいと、先方より連絡があったので面談した。基本的に資金援助を望んでいたようで、JICAは資金援助は困難なこと、また選挙支援計画内容を説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Capacity Development of National Human Rights Commission は UNDP のプロジェクト。</li> <li>・ 選挙においては、あらゆる面で人権配慮が必要で、有権者教育、候補者の情報の提供等を考えている。</li> <li>・ → JICA が作成予定のパンフレットについて、NHRC のパートナー NGO、CBO に配布することは可能。</li> </ul>	

日 時	2007年1月24日
面 会 者	UNDP, Shantam Singh Khadka
日 本 側	調査団：橋本団員、JICA ネパール事務所：赤松企画調査員
関連分野	ガバナンス
主なポイント	
<p>(法整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2000年より長期的な観点から法整備支援を行っている。</li> <li>・ 現行の National Code は、刑法、刑事訴訟法、民法、民事訴訟法がすべて1つになったもので、150年前に発布されたものであり、その改定支援を行っている。民事訴訟法については、公聴会を行う等まだ手続き中だが、他の3つは最終ドラフトができあがっている。新しい憲法が制定されると、修正する必要が出てくるが、国際基準に従って作成しているので、変更はそれほど生じない。</li> <li>・ ネパールは様々な国際協定に署名しているが、国内の法律が矛盾しており、100ほどの法律の改定が必要。近々レポートをまとめ、各省庁と準備作業を始める。</li> <li>・ 法務省職員のキャパシティー・ビルディング支援も行っている。</li> </ul> <p>(司法改革)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Japan Human Resource Development Fund を使って、7つの郡においてパイロット郡法廷を行っている（4年間で68万5,000ドル）。マニュアルの作成やベースライン調査も含む。</li> <li>・ 判事や職員の研修、機材供与を行った。</li> <li>・ 調停センター（Mediation Canter）支援も行っており、2002年から1万件が調停され、6,000件が解決された。主な内容は土地問題や離婚問題。</li> </ul>	



# The Rising Nepal

2007. 1. 25

## Japan to provide ballot boxes

By A Staff Reporter  
KATHMANDU, Jan. 24: The Government of Japan has welcomed the establishment of UN Mission in Nepal to enforce the peace pact and expressed its support for consolidation of peace and democracy in Nepal.

At a press meet organised by the Embassy of Japan Wednesday, Chihiro Atsumi, director general of Southeast and Southwest Asian Affairs Department of the Japanese Foreign Ministry, said that the government of Japan had decided to assist in specific measures to strengthen peace and democracy in Nepal.

He said that Japan would contribute ballot boxes, security seals, IT equipment and training for Election Commission (EC) officials for the constituent assembly election.

Welcoming the peace agreement, he said that the government of Japan would provide 60,000 semi-

*See JAPAN, Page 6*

## JAPAN: Delivery by Apr 30

transparent plastic ballot boxes worth US\$ 900,000 and 860,000 security seals worth US\$ 137,000 for sealing up the ballot boxes.

"The order has been placed and all the materials would be delivered to Nepal by April 30," he said.

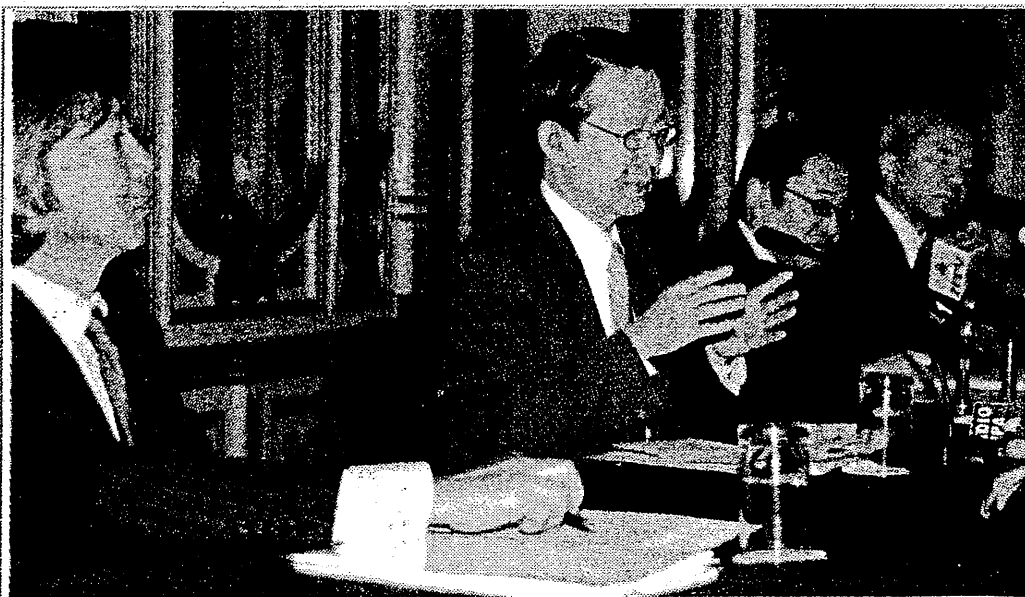
Similarly, 20 portable recorders and a satellite phone worth \$28,000 would also be provided to Radio Nepal to strengthen its capacity for public relations toward CA election. The government of Japan had provided four laptop computers to EC officials on January 7.

Five trainees from EC and one from the Ministry of Finance would visit Japan from January 28 to February 7 to obtain training regarding CA election.

The government of Japan would dispatch one long-term and one short-term experts for technical support in various aspects in relation to CA election.

Japan has also proposed the Nepal government on utilisation of the remaining fund for Grant Aid for Debt Relief for selected priority activities of peace process. The areas include procurement of vehicles and equipment in relation to CA election, for reconstruction and rehabilitation of damaged police posts as well as to strengthen capacities to maintain law and order of police and local administrative offices, and for resettlement of internally displaced people.

Atsumi had met with the PM, Finance Minister, Home Minister and Chief Election Commissioner beside others. Atsumi arrived on January 22 for a three-day visit.



Shekhar/TNN

The officials of the Japanese Foreign Ministry interacting with media people about the forthcoming constituent assembly polls in Kathmandu, Wednesday.

## Japan backs UNSC resolution on Nepal

Himalayan News Service

Kathmandu, January 24

An eight-member JICA project formation team, led by Chihiro Atsumi, the Director General of the Southeast and Southwest Asian Affairs at the Department of the Japanese Ministry of Foreign Affairs will formulate a plan that will make possible the meeting of Nepal Development Forum (NDF) as per its schedule.

Tanako Toshiaki, the team director, senior assistant to the Director General of Southwest Asia, said JICA

### Tokyo may join UN mission

TOKYO: Japan is considering sending troops to the UN mission set up in Nepal to monitor the peace accord with Maoists, it said on Wednesday. "The government will consider the matter with due consideration for the safety of

would formulate the plan for supporting Nepal's peace process. Atsumi expressed Japan's "strong sup-

troops who may be dispatched," government spokesman Yasuhisa Shiozaki said. "Our country will continue to provide support in implementing the comprehensive peace accord in Nepal," Foreign Ministry Press Secretary Mitsuo Sakaba said. - AFP

port" for the ongoing peace process and the management of arms. He said he had met the personal repre-

sentative of the UN Secretary General, Ian Martin and discussed how the international community could play a supporting role in the management of arms.

He said Japan has welcomed the UNSC resolution on Nepal. "Japan hopes that the mission will support the management of arms and electoral process," he said at a press meet. Asked about the Japan's willingness to send its arms monitors to participate in the UN Political Mission in Nepal, he said that it would depend upon the structure of the mission.

## **JICA team in Capital**

RSS

KATHMANDU, Jan. 22: An eight-member JICA Project Formation Team led by Director-General of Southeast and Southwest Asian Affairs Department, Ministry of Foreign Affairs of Japan, Chihiro Atsumi arrived here today.

During its three-day visit to Nepal, the team will assess Japan's possible assistance to the peace process towards Constituent Assembly elections, according to Embassy of Japan.

In course of the visit, Director-General Atsumi is also scheduled to meet high-ranking government officials.

# Japan to support Nepal to hold CA poll

**Himalayan News Service**  
*Kathmandu, January 22*

Japan is keen to help Nepal's peace process particularly in holding the elections to constituent assembly, Chihiro Atsumi, the Director General of the Southeast and Southwest Asian Affairs at the Department of the Japanese Ministry of Foreign Affairs, said.

"I have come here to show Japan's strong support to peace process and to help Nepal be a democratic nation," said Atsumi after he arrived at the Tribhuvan International Airport (TIA) this afternoon.

He said he would discuss with the top government officials on how Japan can help Nepal in the constituent assembly elections. Atsumi is

here to assess Japan's possible assistance to peace process and constituent assembly election.

Asked about Japan's interest in sending UN arms monitors to Nepal, he said that it would depend upon the structure of the UN mission here.

He is leading an eight-member JICA project formation team in his three-day visit and is scheduled to meet the Prime Minister Girija Prasad Koirala, and Deputy Prime Minister and Minister for Foreign Affairs, KP Oli.

Atsumi is also scheduled to meet other senior government officials, political leaders and the United Nations officials.

Atsumi however, is not scheduled to meet any Maoist leader.

## **Japanese official to visit Nepal**

By A Staff Reporter \_\_\_\_\_

KATHMANDU, Jan. 19: Director-General of Southeast and Southwest Asian Affairs Department, Ministry of Foreign Affairs of Japan Chihiro Atsumi is visiting Kathmandu on a three-day working visit.

A press statement issued by Japanese Embassy said that Atsumi would arrive on January 22 leading an eight-member JICA Project Formation Team. The team will assess Japan's possible assistance in the peace process towards constituent assembly election, the statement said.

During his visit, Atsumi will meet senior government officials, UN officials and political leaders.